

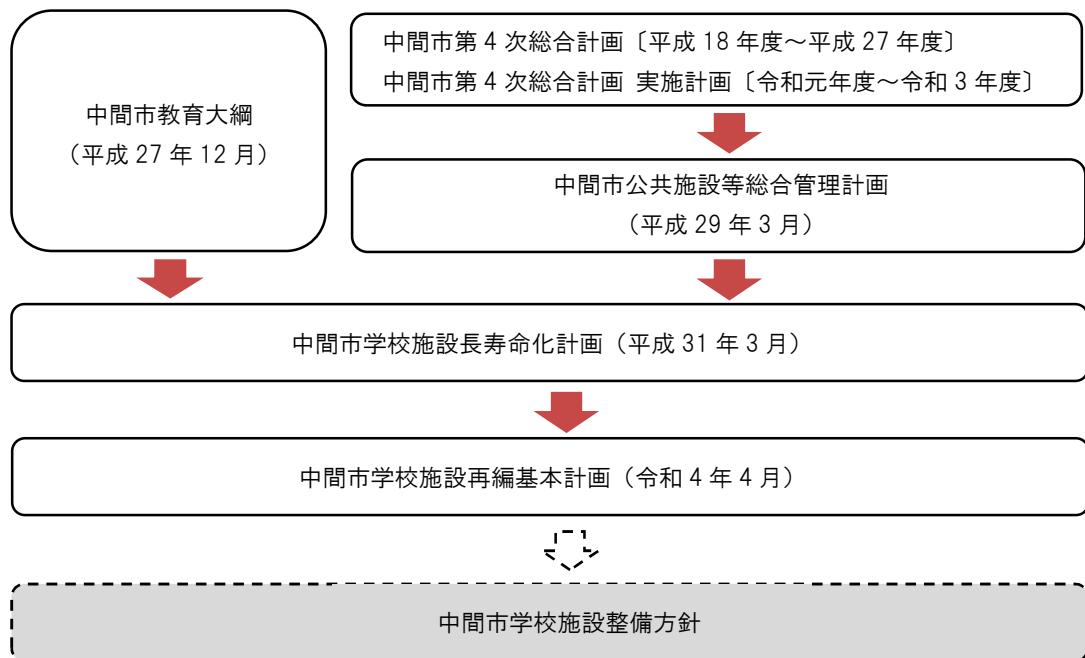
中間市学校施設整備方針

～学校施設の整備に向けた基本的な考え方～

中間市教育委員会

1 学校施設整備方針策定の趣旨及び位置づけ

学校施設整備方針（以下、整備方針とする。）は、学校規模の適正化を図ることで教育環境の改善、課題の解決、そして理想的な学校教育の実現を目的とする中間市学校施設再編基本計画（以下、基本計画とする。）の趣旨を踏まえ、基本計画中の将来にわたって持続可能な学級数を確保し続けることができる5つの学校規模の組み合わせ案を基本に、将来の学校のあり方として、市のまちづくりの方向性を踏まえつつ、一人一人の可能性を引き出し、個別最適な学びと協働の学びの実現に向け、児童生徒に最適な教育環境を整備し、充実した環境の中で更なる教育の質の向上を図ることができる学校施設の配置案の検討を行い、これからの教育に対応できる学校施設の整備を目指した方針を取りまとめたものである。



2 学校の目指すべき姿

（1）整備方針の目標及び学校の目指すべき姿

整備方針では、学校施設の老朽化、児童生徒数の減少に加え、ICT教育をはじめとする教育内容の多様化や感染症による環境の変化など、児童生徒を取り巻く教育環境が急速に変化する中、「**子どもたちが通いたい学校、保護者が通わせたい学校、教職員が働きたい学校**」を目標に掲げ、さまざまな時代のニーズに対応できる未来型の新しい学校施設の整備を図り、充実した環境の中で、更なる教育の質の向上やこれからの教育に対応できる学校施設の整備を目指す。

【整備方針の目標】

子どもたちが通いたい学校、保護者が通わせたい学校、教職員が働きたい学校となるよう、これからの教育に対応できる学校施設の整備を目指す

子どもたちが通いたい学校とは、充実した環境の中で、自己の能力や特性を十分に発揮でき、質の高い教育を目指す教員がいる学校で、多くの友達や教員と関わり、達成感や成就感を味わいながら、楽しく学ぶことができる学校。

教職員が働きたい学校とは、最適化された施設・設備の中で、教員一人一人が丁寧に子供と向き合い、持てる力をよりよく発揮することができる学校。

保護者が通わせたい学校とは、日々の子供たちの様子から、我が子の成長を実感し、喜びを感じることができ、安全安心に通うことができる学校。

【学校の目指すべき姿】

学校施設再編を通じ教育環境を充実させることで、教員の授業力・指導力が最大限に発揮され、子どもたちが楽しく学び学力を高め、保護者が安心して通わせ、子どもたちの成長を実感できる、これが目指すべき学校像

(2) 中間市学校教育施策

学校教育重点目標（令和4年度）～信頼される学校教育の実現を目指して～抜粋

■子どもたちを取り巻く環境や期待、求められていること

- ・生産年齢人口の減少、グローバル化の進展、絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境が大きくまた急速に変化し、近年の感染性による環境の変化など予測困難な時代。
- ・子どもたち一人一人には、持続可能な社会の担い手として、その多様性を原動力とし、質的な豊かさを伴った個人社会の成長につながる新たな価値を生み出していくことが期待されている。
- ・学校教育には、子どもたちがさまざまな変化と積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくこと、さまざまな情報を見極め知識の概念的な理解を実現し情報を再構成するなどして新たな価値につなげていくこと、複雑な状況変化の中で目的を再構築することができるようになることが求められている。

■学習指導要領が示す方向性

- ・子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指し、育成すべき資質・能力として「生きて働く『知識・技能』」「未知の状況にも対応できる『思考力・判断力・表現力等』」「学びを人生や社会に生かそうとする『学びに向かう・人間性』」が示されるとともに、「主体的・対話的で深い学び」という具体的な授業改善の方向性も示されている。



【本市が示す教育の方向性】

中間市教育大綱の基本理念である「次世代を担う教育の実現」を目指す

■学校教育の重点目標

確かな学力の育成

児童生徒の学力の定着・向上のために、ICT機器の活用を推進し、学ぶ意欲を高め、基礎的基本的な知識及び技能を習得させるとともに、思考力・判断力・表現力を育む学習指導の充実を図る。

豊かな心の育成

児童生徒の豊かな心の育成のために、道徳教育及び人権教育の充実を通して児童生徒の道徳性を養い、自尊感情を高めるとともに、積極的な生徒指導の充実を図り、いじめや不登校を生まない学校づくりの推進に努める。

健やかな体の育成

児童生徒の健康・体力の増進のため、健康教育及び食育の充実と体力づくりの推進に努める。

特別支援教育の充実

特別な支援を必要とする児童生徒の教育の充実・深化に努める。

信頼される学校づくり

信頼される学校づくりを推進するとともに、教職員の専門的な知識、技能等の実践的指導力を高めるため、研修の充実を図る。

■中間市学校教育推進プラン（令和4年度）

【教育目標】

豊かな人間性と確かな学力を身に付けた、中間市の未来を拓く人づくり

【5つの重点】

①確かな学力

- ・日常的な学習指導の充実
- ・教員の実践的指導力の向上
- ・ICT教育の充実 など

②豊かな心

- ・いじめ、不登校等対策の充実
- ・道徳教育の推進
- ・人権教育の推進
- ・生徒指導の充実 など

③健やかな体

- ・体力向上取組の充実
- ・健康教育の推進
- ・食育の推進 など

④特別支援教育

- ・特別支援教育推進体制の充実
- ・特別支援学級における指導の充実
- ・通級による指導の充実 など

⑤信頼される学校

- ・学び続ける教員研修の実施
- ・不祥事防止の徹底
- ・教職員の働き方改革の推進
- ・地域とともにある学校づくりの推進 など



これまでの学校教育を引き継ぎ、時代のさまざまなニーズにあわせ、これからの教育に対応できる児童生徒が学び生活する充実した施設設備を目指す

(3) 学校施設再編による目指すべき未来の学校の方向性

学校施設再編による目指すべき未来の学校の方向性は、時代のさまざまなニーズにあわせ、最大限の教育効果を図ることができる充実した教育環境の構築を目指す。

- ・学校施設の充実だけでなく、学校全体として適切に教員が配置される教育環境の充実を目指す。
- ・これまで培ってきた一人一人に寄り添う教育活動が、新しい環境下でも充分に取組むことができる教育環境の充実を目指す。
- ・ICT教育などの学びや生活環境の変化など、さまざまなニーズに対応できる充実した環境での教育の質の向上を目指す。
- ・不登校や学校生活に不安を感じる児童生徒のため、適応指導教室や相談室などの施設の充実、専門家による相談体制の充実を目指す。
- ・諸事情を抱えた児童生徒が、安全安心に登下校できる通学区域の設置、通学方法、充実した支援の体制の構築を目指す。
- ・特別支援教育が、落ち着いた環境下で実施できるよう施設面及び支援員の充実を目指す。
- ・学校施設の複合化を視野に地域コミュニティの拠点としての教育環境の充実を目指す。

3 学校施設の配置検討

(1) 学校地等の概要

学校地等名	開校年	建築年	築年数	校地面積(m ²)	校舎等面積(m ²)	校舎の平均健全度(100点満点)	令和4年度			
							児童生徒数	教職員数	通常学級数	特別支援学級数
底井野小学校	明治7年(1874)	昭和45年(1970)	52	16,672	3,760	47.33	161	18	6	4
中間東小学校	昭和24年(1949)	昭和52年(1977)	45	23,456	6,860	55.00	444	31	14	5
中間小学校	明治7年(1874)	昭和50年(1975)	47	27,066	6,892	53.25	212	26	7	3
中間北小学校	昭和29年(1954)	昭和54年(1979)	43	30,274	5,970	76.75	278	30	11	4
中間南小学校	昭和49年(1974)	昭和48年(1973)	49	25,346	7,210	45.00	411	33	14	4
中間西小学校	昭和54年(1979)	昭和53年(1978)	44	29,116	7,177	59.00	255	28	11	3
中間中学校	昭和22年(1947)	昭和46年(1971)	51	34,368	5,982	45.33	196	25	6	2
中間北中学校	昭和32年(1957)	昭和50年(1975)	47	51,148	5,461	58.60	136	24	6	2
中間東中学校	昭和36年(1961)	昭和50年(1975)	47	47,879	7,905	38.75	347	33	10	3
中間南中学校	昭和59年(1984)	昭和59年(1984)	38	34,921	7,057	62.00	285	29	9	2
コミュニティ広場	—	—	—	39,674	—	—	—	—	—	—

※築年数は、最も建築年の古い校舎の年数(令和4年度基準)

※児童生徒数、教職員数、通常学級数、特別支援学級数は、令和4年5月1現在。

※校舎の平均健全度は、中間市学校施設長寿命化計画(平成31年3月)を参照。

学校地等名	校地面積(m ²)	有効敷地面積(m ²)	使用可能割合(%)	用途地域	高さ制限(m)	浸水想定区域	土砂災害警戒・特別警戒区域	標高(m)
底井野小学校	16,672	16,293	97.73	第一種中高層 第一種住居	—	0.5m ～3m	—	4.1
中間東小学校	23,456	22,637	96.51	第一種低層	10	—	—	11.6
中間小学校	27,066	23,521	86.90	第一種住居	—	0.5m ～3m	—	4.5
中間北小学校	30,274	12,713	41.99	第二種低層	10	—	○	13.5
中間南小学校	25,346	24,209	95.51	第一種低層	10	—	—	41.9
中間西小学校	29,116	26,627	91.45	第一種中高層	—	—	—	17.4
中間中学校	34,368	25,633	74.58	第一種住居	—	0.5m ～3m (一部)	—	16.7
中間北中学校	51,148	26,793	52.38	第二種低層	10	—	○	42.0
中間東中学校	47,879	22,954	47.94	第一種低層	10	—	—	31.0
中間南中学校	34,921	26,956	77.19	第一種中高層	—	—	—	36.3
コミュニティ広場	39,674	33,793	85.18	第一種住居	—	0.5m ～3m	—	3.9

※有効敷地面積は、敷地内の法面や段差等を除いた面積。

※中間北小学校体育館の一部は、土砂災害特別警戒区域に含まれるが、法面補強済みのため

避難所に指定。プール奥側は、土砂災害特別警戒区域に含まれている。

※標高は、校舎等位置から算出。(国土地理院：標高が分かるweb地図参照)

(2) 児童生徒の推移

①児童数の推移

単位：人、学級

年次		平成22年 (2010)	平成23年 (2011)	平成24年 (2012)	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)
底井野 小学校	学級数	8	7	8	8	8	8	8	8	8	8	9	9	10
	児童数	196	188	173	150	139	127	131	139	154	169	171	173	161
中間東 小学校	学級数	22	20	21	22	22	22	22	21	21	21	19	19	19
	児童数	567	539	523	503	494	489	496	493	491	469	458	449	444
中間 小学校	学級数	14	14	14	14	14	15	13	13	13	12	10	11	10
	児童数	302	296	284	267	263	259	254	243	229	218	209	207	212
中間北 小学校	学級数	14	14	14	14	15	14	14	15	16	16	16	16	15
	児童数	297	303	312	298	293	272	279	274	282	297	294	284	278
中間南 小学校	学級数	18	19	17	18	19	18	18	20	20	19	18	19	18
	児童数	457	458	445	457	468	464	480	470	483	452	446	421	411
中間西 小学校	学級数	14	13	14	14	13	13	13	14	14	14	13	13	14
	児童数	311	298	291	285	282	298	292	302	286	280	276	254	255
合計	学級数	90	87	88	90	91	90	88	90	91	90	86	87	86
	児童数	2,130	2,082	2,028	1,960	1,939	1,909	1,932	1,921	1,925	1,885	1,854	1,788	1,761

児童数の推移



②生徒数の推移

単位：人、学級

年次		平成22年 (2010)	平成23年 (2011)	平成24年 (2012)	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)
中間 中学校	学級数	10	10	8	10	9	10	10	10	9	8	8	8	8
	生徒数	273	254	239	243	233	228	208	192	169	149	157	172	196
中間北 中学校	学級数	7	8	7	7	8	8	8	8	7	7	7	7	8
	生徒数	166	152	130	133	129	138	139	141	130	119	115	121	136
中間東 中学校	学級数	13	13	14	14	14	15	13	12	12	13	14	14	13
	生徒数	393	379	410	405	411	405	388	361	346	356	355	347	347
中間南 中学校	学級数	11	11	12	12	12	11	11	11	11	12	12	12	11
	生徒数	266	284	276	295	282	279	269	278	273	296	276	307	285
合計	学級数	41	42	41	43	43	44	42	41	39	40	41	41	40
	生徒数	1,098	1,069	1,055	1,076	1,055	1,050	1,004	972	918	920	903	947	964

資料：学校基本調査（学級数に研究指定又は弾力的運用、特別支援学級を含む。）

生徒数の推移



③児童生徒の将来推計

年次	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
総人口	44,210	41,661	39,214	37,245	35,251	33,245	31,303	29,510	27,979	26,633	25,372
年少人口(15歳未満)	5,124	4,627	4,207	3,900	3,774	3,774	3,822	3,769	3,634	3,430	3,266
児童数(6~11歳)	2,126	1,920	1,746	1,619	1,566	1,566	1,586	1,564	1,508	1,423	1,355
生徒数(12~14歳)	1,132	1,023	930	862	834	834	845	833	803	758	722
児童生徒数計	3,258	2,943	2,676	2,481	2,400	2,400	2,431	2,397	2,311	2,181	2,077

資料：中間市学校施設長寿命化計画(バターンイ：合計特殊出生率段階の上昇(2040年1.8+人口移動率均等から推計))

年次	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
底井野小学校	174	157	143	132	128	128	130	128	123	116	111
中間東小学校	543	491	446	414	400	400	405	400	385	364	346
中間小学校	275	249	226	210	203	203	205	202	195	184	175
中間北小学校	317	286	260	241	233	233	236	233	225	212	202
中間南小学校	502	453	412	382	370	370	374	369	356	336	320
中間西小学校	315	284	259	240	232	232	235	232	223	211	201
小学校 計	2,126	1,920	1,746	1,619	1,566	1,566	1,585	1,564	1,507	1,423	1,355
中間中学校	234	212	193	178	173	173	175	172	166	157	149
中間北中学校	151	137	124	115	111	111	113	111	107	101	96
中間東中学校	428	386	351	326	315	315	319	315	303	286	273
中間南中学校	319	288	262	243	235	235	238	235	226	213	203
中学校 計	1,132	1,023	930	862	834	834	845	833	802	757	721

※各学校の児童生徒数は、2010~2021年学校基本調査の平均在校生率から算出。

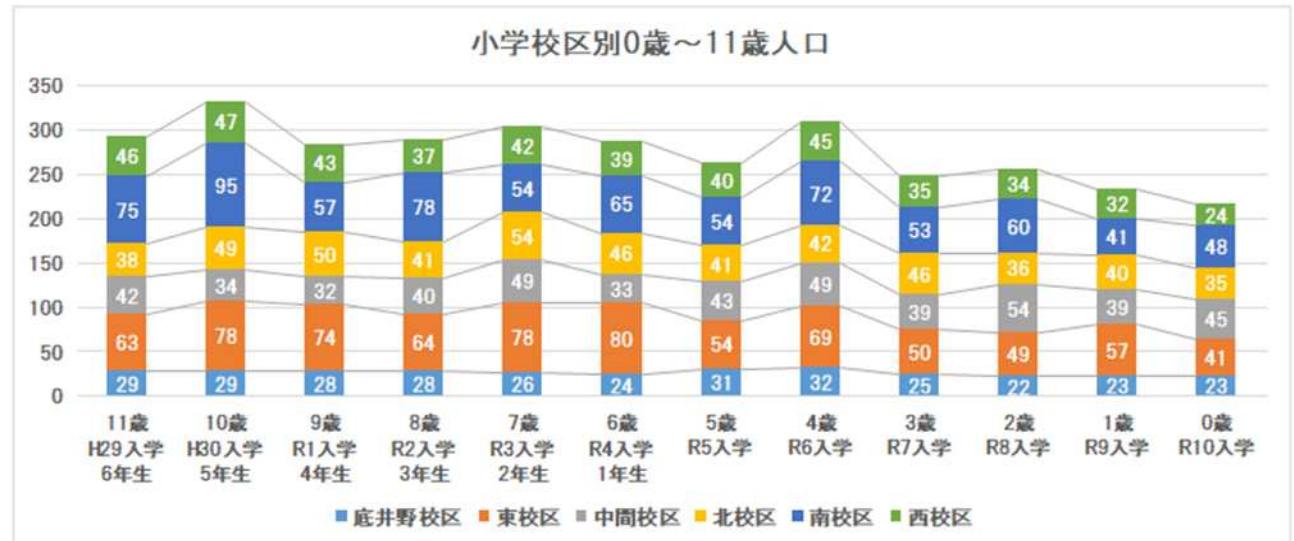
端数調整及び按分により合計値が合わない場合がある。

2010年総人口は、国勢調査確報値。2015年~2060年総人口は、推計値。

児童生徒の将来推計



④各小学校区分別 0歳～11歳人口



資料：住民基本台帳(令和4年5月1日現在)

住民基本台帳から算出した数値のため、学校基本調査と一致しない。

(3) 学校施設整備に向けた基本的な考え方

児童生徒が安全安心に学び生活できる環境の構築

- ・義務教育 9 年間において最大限の教育効果を図ることができる環境を整備する。
- ・義務教育の集大成である 3 年間の学び及び生活を最大限にサポートし、その先の次なるステージにおいて充実した日々を送り、更なる飛躍をとげ、社会の中で自立し、豊かな人生を送ることができるように、中学校を先行した再編を進め、小学校の再編へとライフサイクルコストをずらしながら、財政負担の平準化を図る。
- ・児童生徒の通学の安全性に最大限配慮するとともに、通学の負担を最小限にできるよう法令上の基準にとらわれず、現在の校区範囲である小学校は概ね 2 km、中学校は概ね 3 km を基本として検討する。

※法令上の基準：通学距離 小学校は概ね 4 km 以内、中学校は概ね 6 km 以内

　　通学時間 1 時間以内

　　公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引

　　義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

- ・学びや生活環境、地域コミュニティの拠点としての役割に配慮した新設校への移設及び児童生徒の移動が円滑に行うことができるよう検討する。
- ・将来にわたって持続可能な学級数を 2040 年でも維持し続けることを念頭に置いた施設整備を検討する。

敷地の形状や安全性、有効敷地面積の最大限の活用や財源等の有効活用

- ・敷地の形状や安全性を重視し、浸水想定区域、土砂災害警戒・特別警戒区域への積極的な再整備は避けつつも、市域の地理的な特性や学校施設の配置のバランス、敷地の形状や立地、用途地域（高さ制限）など各種条件や特性、法面や敷地内の段差などを除いた有効敷地面積を最大限活用することができる場所など総合的に検討した施設整備を行う。
- ・限りある財源の有効活用や財政負担の平準化などに配慮した施設整備を検討する。

小中学校の連携を深めた教育の推進及び周辺環境との連携

- ・小中学校の連携を深めることができる環境となるようバランスのとれた施設整備を検討する。
- ・学校施設は地域コミュニティの拠点となる施設であることを重視し、周辺環境との連携による特色ある学校づくりによる施設整備を検討する。

(4) 学校施設の配置案の検討

学校施設の配置案の検討につきましては、現在、市が所有し、校舎や体育館、運動場など、児童生徒の学びや生活、地域コミュニティの拠点となる施設として必要な面積を十分に確保できる現小中学校及びコミュニティ広場の敷地の特性を整理した上で、総合的に検討し、よりよい教育活動ができる環境への整備を目指す。

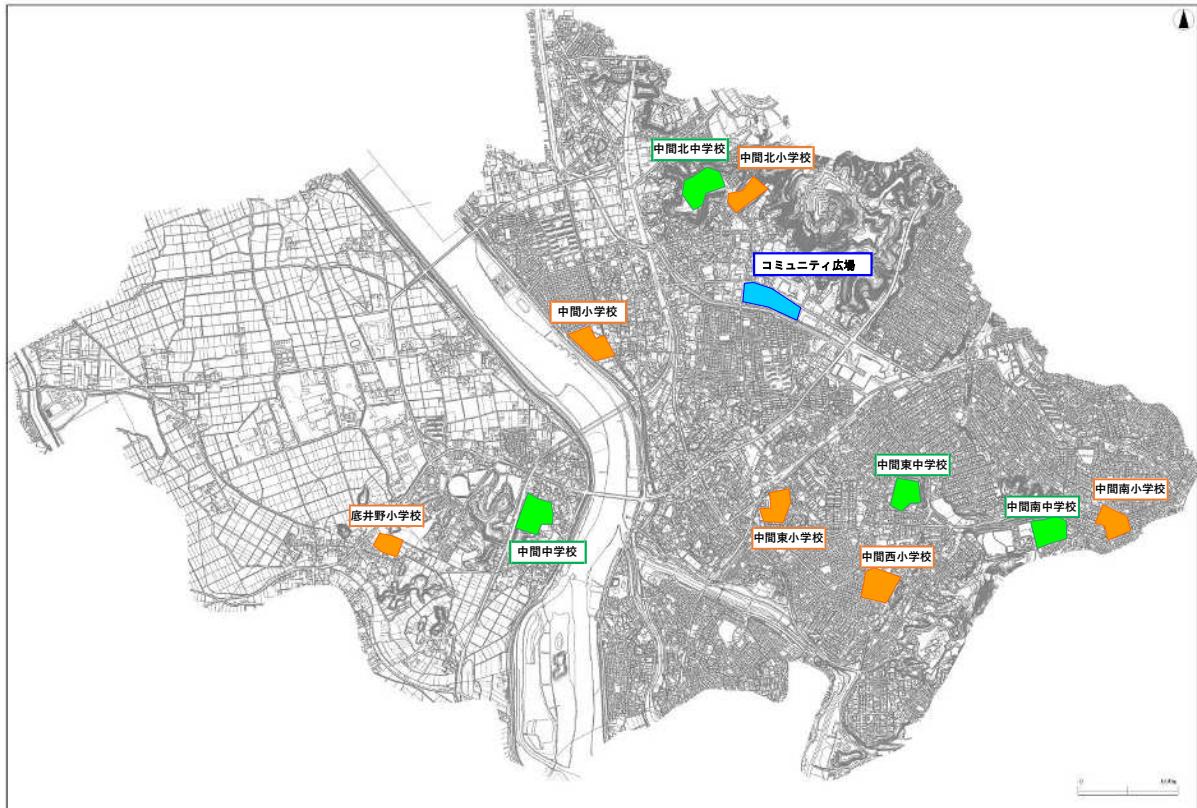


図 小中学校及びコミュニティ広場位置図



現小中学校及びコミュニティ広場の全11箇所の敷地を候補地とする。

中学校4校の再編を先行し、その後、小学校6校の再編へとつなげる。

通学の安全性に最大限配慮し、通学の負担は最小限とする。

敷地の形状や災害等の安全性に配慮し、有効敷地面積は最大限に活用する。

移設及び移動に最大限配慮し、小中連携によるバランスのとれた配置とする。

中学校の再編

- ・中学校は市内に4校。生徒数964人。学級数40学級。教職員数111人。
※令和4年5月1日現在。生徒数及び学級数に特別支援学級を含む。
- ・将来にわたって持続可能な学級数である1学年3学級以上を確保し続け、適正な教員配置を目指した中学校1校または2校への再編。

学校地等名	校地面積(m ²)	有効敷地面積(m ²)	使用可能割合(%)	用途地域	高さ制限(m)	浸水想定区域	土砂災害警戒・特別警戒区域	標高(m)	3km通学圏外生徒数
中間中学校	34,368	25,633	74.58	第一種住居	—	0.5m～3m(一部)	—	16.7	126
中間北中学校	51,148	26,793	52.38	第二種低層	10	—	○	42.0	70
中間東中学校	47,879	22,954	47.94	第一種低層	10	—	—	31.0	54
中間南中学校	34,921	26,956	77.19	第一種中高層	—	—	—	36.3	178
コミュニティ広場	39,674	33,793	85.18	第一種住居	—	0.5m～3m	—	3.9	2

※有効敷地面積は、敷地内の法面や段差等を除いた面積。

※3km通学圏外生徒数は、各敷地の中心から半径3kmの円外に在住する生徒数。

中間中学校

- ・敷地内に段差があり、敷地が3つに分割されている。
- ・敷地の一部、最も低いプールなどが立地している箇所は、浸水想定区域。
- ・敷地は、市域のほぼ中央部に立地し、都市公園や球場、JRの駅などが隣接。
- ・造成する場合は、開発行為について県と協議が必要。

中間北中学校

- ・最大の校地面積を有するが、法面が多く、有効敷地面積は約50%。標高約40mに立地。
- ・第二種低層地域のため、建物に10mの高さ制限がある。
- ・敷地の周辺部が土砂災害警戒・特別警戒区域に指定されている。

中間東中学校

- ・北部の一部を除く東部地域の多くを通学圏の概ね3km圏内に網羅することができる。
- ・中間北中学校に次ぐ校地面積を有するが、法面が多く有効敷地面積は校地面積の50%以下。
- ・第一種低層地域のため、建物に10mの高さ制限がある。
- ・造成する場合は、開発行為について県と協議が必要。

中間南中学校

- ・中学校の敷地の中では、最も有効敷地面積が広く、県立高等学校に隣接している。
- ・第一種中高層地域のため、建物の高さ制限がない。
- ・市を中心部から離れた北九州市に隣接する立地のため、3kmの通学圏外の生徒が多い。

コミュニティ広場

- ・有効敷地面積が最も広く、市のメインストリート、中心部に立地し、多数の生徒が3km圏内。
- ・第一種住居地域のため、建物に高さ制限はないが、敷地全域が浸水想定区域。
- ・市中心部の平坦な地形にあり、市民会館が隣接し、図書館などの既存施設が立地している。

中学校再編の候補地

【中間中学校敷地】

高低差により敷地が3つに分割され、一部、浸水想定区域が含まれているものの、建物に高さ制限がなく、市域のほぼ中央部に立地し、都市公園や球場、JRの駅が隣接する自然環境豊かな地域の中で、教育活動を行うことができる。

【中間南中学校敷地】

市を中心部から離れた北九州市に隣接する立地ではあるものの、建物に高さ制限がなく、浸水や土砂災害等の指定もない。また、中学校の敷地の中では、最も有効敷地面積が広く、県立高等学校が隣接するなど、安全安心そして高等教育への展望を実感できる場所において教育活動を行うことができる。

【コミュニティ広場敷地】

現在、図書館や体育文化センターなど公共施設が立地し、敷地全体が浸水想定区域に指定されているものの、市のメインストリート、中心部に立地し、有効敷地面積が最も広く、建物に高さ制限もない。また、市中心部のため、平坦な地形にあり、隣接する市民会館との連携や図書館や体育文化センターなどの既存施設との複合化の可能性などを踏まえた特色ある教育活動ができる。しかしながら、既存施設との複合化の実現や複合化しない場合のあり方について、関係者間での協議検討に時間が必要となる。

【中間北中学校敷地】

最大の校地面積を有するが、法面が多く、有効敷地面積は約50%である。また、標高が高く、敷地の周辺部が土砂災害警戒・特別警戒区域に指定されている。さらに、第二種低層地域のため、建物に10mの高さ制限があり、設計や建設等が制約される可能性があることから候補地から除外している。

【中間東中学校敷地】

東部地域の多くを通学圏の概ね3km圏内に網羅することができるが、法面が多く有効敷地面積は、中学校地の中で最も狭くなっている。また、第一種低層地域のため、建物に10mの高さ制限があり、設計や建設等が制約される可能性があること、さらに、造成する場合、開発行為について県と協議が必要になることから候補地から除外している。

小学校の再編

- ・小学校は市内に6校。児童数1,761人。学級数86学級。教職員数166人。
※令和4年5月1日現在。児童数及び学級数に特別支援学級を含む。
- ・将来にわたって持続可能な学級数である1学年2学級以上を確保し続け、クラス替えができる、多様な考えに触れ社会性を育むことができる環境を目指した小学校1校～3校への再編。

学校地等名	校地面積(m ²)	有効敷地面積(m ²)	使用可能割合(%)	用途地域	高さ制限(m)	浸水想定区域	土砂災害警戒・特別警戒区域	標高(m)	2km通学圏外児童数
底井野小学校	16,672	16,293	97.73	第一種中高層 第一種住居	—	0.5m～3m	—	4.1	1,430
中間東小学校	23,456	22,637	96.51	第一種低層	10	—	—	11.6	277
中間小学校	27,066	23,521	86.90	第一種住居	—	0.5m～3m	—	4.5	665
中間北小学校	30,274	12,713	41.99	第二種低層	10	—	○	13.5	900
中間南小学校	25,346	24,209	95.51	第一種低層	10	—	—	41.9	842
中間西小学校	29,116	26,627	91.45	第一種中高層	—	—	—	17.4	437

※有効敷地面積は、敷地内の法面や段差等を除いた面積。

※中間北小学校体育館の一部は、土砂災害特別警戒区域に含まれるが、法面補強済みのため

避難所に指定。プール奥側は、土砂災害特別警戒区域に含まれている。

※2km通学圏外児童数は、各敷地から半径2kmの円外に在住する児童数

底井野小学校

- ・浸水想定区域に立地するが、校地面積の内、有効敷地面積として使用できる割合は大きい。
- ・第一種中高層、第一種住居地域のため、建物に高さ制限がなく、平坦な地形。
- ・都市公園や球場、田園風景など、自然や歴史の環境豊かな地域に立地。
- ・造成する場合は、開発行為について県と協議が必要。

中間東小学校

- ・校地面積の内、有効敷地面積として使用できる割合は大きいが、現校舎と運動場に高低差。
- ・第一種低層地域のため、建物に10mの高さ制限がある。

中間小学校

- ・第一種住居地域のため、建物に高さ制限がない。
- ・敷地の周辺には、都市公園や河川敷グラウンド、堀川など、自然及び歴史的環境が立地。
- ・遠賀川の流域にあり、敷地全体が、浸水想定区域に立地。

中間北小学校

- ・校地面積は、小学校地の中で最も大きいが、法面や段差があり、有効敷地面積は50%以下。
- ・第二種低層地域のため、建物に10mの高さ制限がある。
- ・敷地周辺及び一部に土砂災害警戒・特別警戒区域がある。

中間南小学校

- ・校地面積の内、有効敷地面積として使用できる割合が大きい。
- ・市の中央部から離れた北九州市に隣接し、標高も高い。
- ・第一種低層地域のため、建物に10mの高さ制限がある。

中間西小学校

- ・小学校地の中で、最も有効敷地面積が広い。
- ・第一種中高層地域のため、建物に高さ制限がない。
- ・浸水想定区域や土砂災害警戒・特別警戒区域の指定がない。



小学校の再編の候補地の検討に当たっては、中学校の再編を先行した場合、中学校の敷地も候補地として検討が可能となる。

また、小学校の各敷地は、建物に高さ制限や浸水想定区域、土砂災害警戒・特別警戒区域に指定されている敷地がほとんどであるため、候補地については、市域の地理的な特性や既存建物の活用なども考慮し、児童の通学の安全性及び負担の軽減を最優先に検討する。

小学校再編の候補地

【底井野小学校敷地】

敷地全域が、浸水想定区域に立地するものの、平坦な地形であり、第一種中高層や第一種住居地域のため、建物に高さ制限がない。何もよりも市域の地形的な特性から、現在も西部地域全域を校区としており、都市公園や球場、田園風景など自然や歴史の環境が豊かな中で特色ある教育活動を行うことができるところから、小学校を複数校配置する場合、地理的なバランスを考慮した候補地である。

【中間北小学校敷地】

小学校地の中で、有効敷地面積は最も小さく、第二種低層地域のため、建物に高さ制限があり、敷地の周辺及び一部に土砂災害警戒・特別警戒区域がある。しかしながら、法面補強により現在、避難所に指定されており、小学校を複数校配置する場合の地理的なバランスを考慮した候補地である。

【中間西小学校敷地】

有効敷地面積が小学校地の中で最も広く、第一種中高層地域のため、建物に高さ制限がない。また、浸水想定区域や土砂災害警戒・特別警戒区域の指定地域ではなく、住宅地に囲まれた環境にあり、通学面も含め、安全安心に教育活動を行うことができる。

【中間東小学校敷地】

校地面積の内、有効敷地面積として使用できる割合は約 96%と大きいが、現校舎と運動場に約 4m の高低差がある。さらに、第一種低層地域のため、建物に 10m の高さ制限があり、設計や建設等が制約される可能性があることから候補地から除外している。

【中間小学校敷地】

第一種住居地域のため建物に高さ制限がなく、敷地周辺には、都市公園や河川敷グラウンド、堀川など、自然及び歴史的環境が立地しているが、遠賀川の流域にあり、敷地全体が 0.5m～3m の浸水想定区域に立地しているため、候補地から除外している。

【中間南小学校敷地】

校地面積の内、有効敷地面積は約 95%を使用できる割合は大きいが、市の中心部から離れ北九州市に隣接し、標高も約 41m と小学校地の中で最も高いところに立地している。さらに、第一種低層地域のため、建物に 10m の高さ制限があり、設計や建設等が制約される可能性があることから候補地から除外している。

(5) 小中学校の学校規模の組み合わせ案からみた学校施設の配置案の検討

小学校・中学校再編の組み合わせ

■小学校1校・中学校1校への再編

小学校【中間西小学校敷地】

中学校【中間中学校敷地】

小学校【中間西小学校敷地】

中学校【コミュニティ広場敷地】

■小学校2校・中学校1校への再編

小学校【中間北小・中間西小学校敷地】

中学校【中間中学校敷地】

小学校【中間中・中間西小学校敷地】

中学校【コミュニティ広場敷地】

■小学校3校・中学校1校への再編

小学校【底井野小・中間西小・中間北小学校敷地】

中学校【中間中学校敷地】

小学校【中間中・中間西小・中間北小学校敷地】

中学校【コミュニティ広場敷地】

■小学校2校・中学校2校への再編

小学校【底井野小・中間西小学校敷地】

中学校【中間中・中間南中学校敷地】

小学校【底井野小・中間西小学校敷地】

中学校【中間中・コミュニティ広場敷地】

小学校【中間北小・中間西小学校敷地】

中学校【中間中・中間南中学校敷地】

■小学校3校・中学校2校への再編

小学校【底井野小・中間西小・中間北小学校敷地】 中学校【中間中・中間南中学校敷地】

小学校【底井野小・中間西小・中間北小学校敷地】 中学校【中間中・コミュニティ広場敷地】

■次ページ以降の各案の児童生徒数、建設費用及び年間維持管理費について

- ・各案の児童生徒数は、令和4年5月1日現在の数値を基に、現小学校区単位により算出している。今後、中間市立小中学校通学区域審議会において、将来にわたって持続可能な学級数を維持し続けることができるよう、適正規模の学校づくりを目指した協議、検討を行う。
- ・各案の建設費用は、学級数を基に算出した必要面積から運動場面積を減じ、新築の場合は1m²当たり25万円に設計費10%を加算、長寿命化の場合は1m²当たり15万円に設計費10%を加算して算出している。
- ・各案の年間維持管理費は、小学校は1m²当たり434円、中学校は1m²当たり217円として、必要面積部分のみの費用を算出している。

小学校1校・中学校1校への再編

- ・小学校【中間西小学校敷地】 中学校【中間中学校敷地】
- ・小学校【中間西小学校敷地】 中学校【コミュニティ広場敷地】

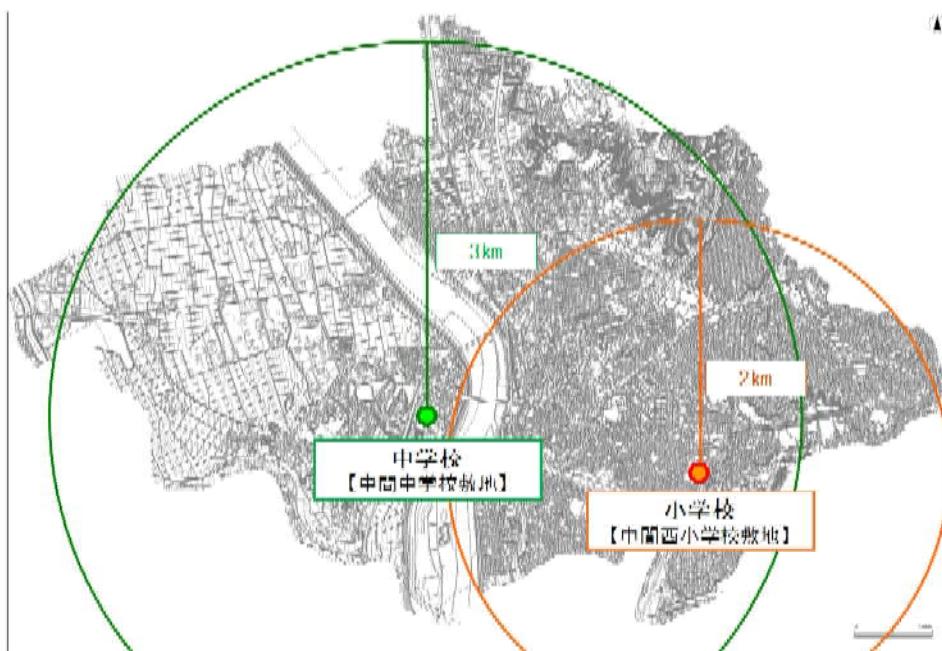
(学校規模の効果と課題)

- 限りある財源を児童生徒の学びと生活に集中させることができる。
- 将来にわたって持続可能な学級数を確保し続け、再編の心配がない。
- 多様な考えに触れ、切磋琢磨することで社会性が育まれる。
- 一人当たりの施設面積が狭くなり、活動に支障が生じる場合がある。

※項目の○は良い効果、●は課題、◇はその敷地における可能性を示す。

小学校【中間西小学校敷地】

中学校【中間中学校敷地】



校種	設置場所	有効敷地面積(m ²)	男童生徒数	学級数		学校規模	必要面積(m ²)	必要面積内訳				建設費用新築(億円)	建設費用長寿命化(億円)	年間維持管理費(万円)
				通常学級	特別支援学級			校舎	体育館	運動場	武道場			
小学校	中間西小学校	26,627	1,761	48	13	過大規模校	23,016	14,601	1,215	7,200		43.5	35.6	998.9
中学校	中間中学校	25,633	964	24	6	大規模校	19,605	9,280	1,476	8,400	449	30.8	24.2	425.4

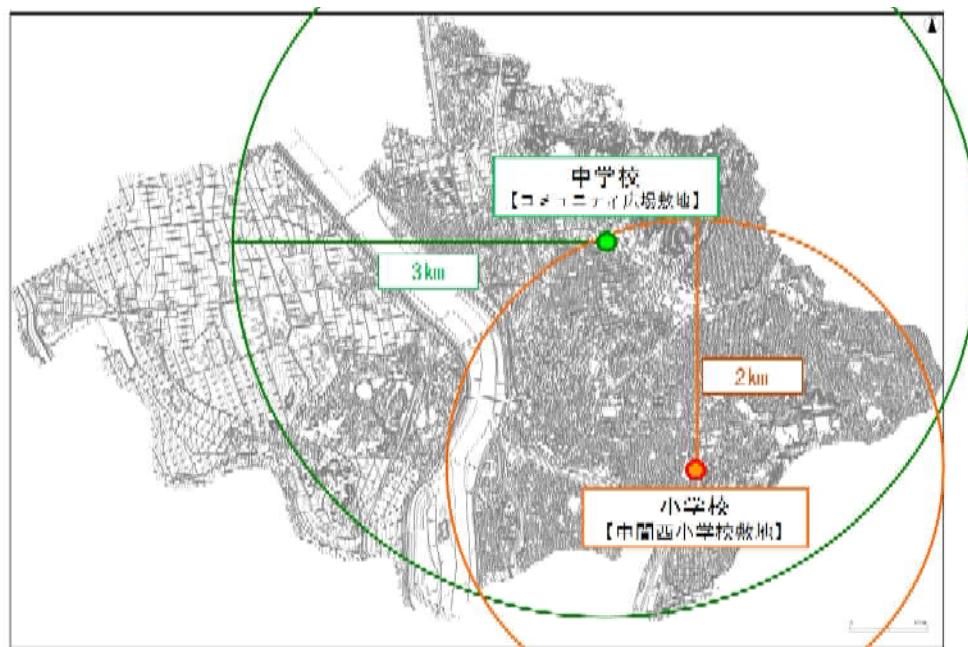
※令和4年5月1日現在

施設配置の効果と課題

- 東部地域と西部地域に1校ずつ学校施設を配置。新中学校は、東部と西部に一部、3kmの通学圏外の地域もあるが、ほぼ市域全域を網羅することができる。
- 新中学校は、自然や歴史環境豊かな西部地域にあり、球場や交流施設等も隣接しており、生徒の学び及び生活によりよい環境というだけでなく、地域コミュニティの拠点となる施設としての役割も担うことができる。
- 新小学校は、小学校地の中で有効敷地面積が最も広く、高さ制限がないため、児童数に対応した施設整備を行うことができ、さらに、浸水想定区域や土砂災害警戒・特別警戒区域の指定地域もなく、住宅地に囲まれた環境に立地するため、安全安心に教育活動を行うことができる。
- 新小学校は、2kmの通学圏では西部地域の全域そして、北部地域を網羅することができず、新しい通学方法（スクールバス）の検討が必要である。
- 新中学校も安全安心な通学方法の検討が必要である。
- 新中学校の敷地（中間中学校）を造成する場合は、開発行為について県と協議が必要である。

小学校【中間西小学校敷地】

中学校【コミュニティ広場敷地】



校種	設置場所	有効敷地面積(m ²)	児童生徒数	学級数		学校規模	必要面積(m ²)	必要面積内訳				建設費用新築(億円)	建設費用長寿命化(億円)	年間維持管理費(万円)
				通常学級	特別支援学級			校舎	体育館	運動場	武道場			
小学校	中間西小学校	26,627	1,761	48	13	過大規模校	23,016	14,601	1,215	7,200		43.5	35.6	998.9
中学校	コミュニティ広場	33,793	964	24	6	大規模校	19,605	9,280	1,476	8,400	449	30.8	—	425.4

※令和4年5月1日現在

施設配置の効果と課題

- 東部地域に小中の学校施設を配置。新中学校は、東部地域の全域を3kmの通学圏内に網羅することができるが、西部地域に3kmの通学圏では網羅できないところがある。
- 新中学校は、浸水想定区域に立地しているが、市のメインストリート沿いにあり、有効敷地面積が最も広く、建物に高さ制限がないため、生徒数に応じた施設整備を行うことができる。また、隣接する市民会館との連携や、図書館や体育館などの既存施設との複合化の可能性など、地域コミュニティの拠点となる施設として、他の敷地にはない教育環境を構築できる。
- 新小学校は、小学校地の中で有効敷地面積が最も広く、建物に高さ制限がないため、児童数に対応した施設整備を行うことができ、さらに、浸水想定区域や土砂災害警戒・特別警戒区域の指定地域もなく、住宅地に囲まれた環境に立地するため、安全安心に教育活動を行うことができる。
- 新小学校は、2kmの通学圏に西部地域の全域そして、北部地域を網羅することができず、新しい通学方法（スクールバス）の検討が必要である。
- 新中学校も安全安心な通学方法の検討が必要である。
- コミュニティ広場敷地を活用する場合は、既存施設の複合化の可能性や複合化しない場合のあり方について、関係者間の協議検討に時間が必要となる。

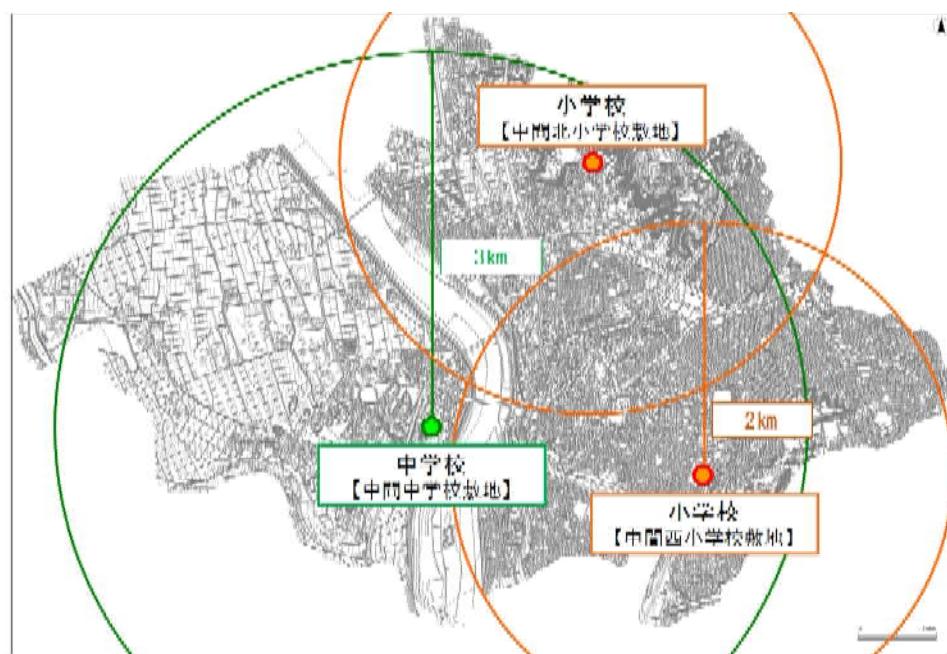
小学校2校・中学校1校への再編

- ・小学校【中間北・中間西小学校敷地】 中学校【中間中学校敷地】
- ・小学校【中間中・中間西小学校敷地】 中学校【コミュニティ広場敷地】

(学校規模の効果と課題)

- 限りある財源を児童生徒の学びと生活に集中させることができる。
- 将来にわたって持続可能な学級数を確保し続けることができる。
- 多様な考えに触れ、切磋琢磨することで社会性が育まれる。
- 一人当たりの施設面積が狭くなり、活動に支障が生じる場合がある。
- 児童(小学校)の安全安心な通学に配慮した校区設定を行う必要がある。

小学校【中間北小学校・中間西小学校敷地】 中学校【中間中学校敷地】



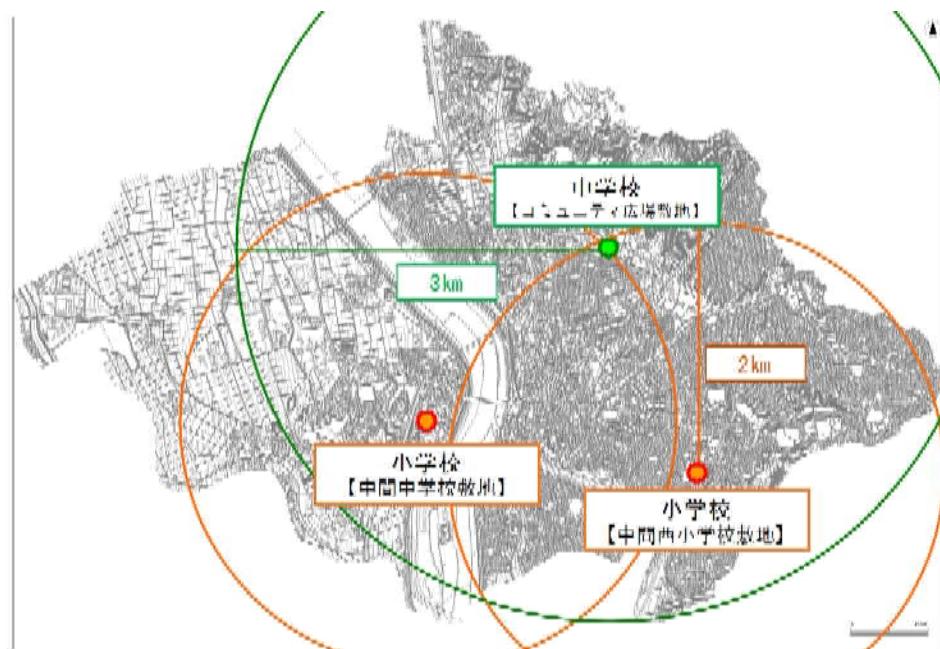
校種	設置場所	有効敷地面積(m ²)	児童生徒数	学級数		学校規模	必要面積(m ²)	必要面積内訳				建設費用新築(億円)	建設費用長寿命化(億円)	年間維持管理費(万円)
				通常学級	特別支援学級			校舎	体育館	運動場	武道場			
小学校	中間北小学校	12,713	490	14	5	適正規模校	12,127	6,012	1,215	4,900		19.9	13.3	526.3
	中間西小学校	26,627	1,271	35	9	過大規模校	19,570	11,155	1,215	7,200		34	26.1	849.3
中学校	中間中学校	25,633	964	24	6	大規模校	19,605	9,280	1,476	8,400	449	30.8	24.2	425.4

※令和4年5月1日現在

施設配置の効果と課題

- 西部地域に新中学校、東部地域に新小学校を2校配置。新中学校は、東部と西部に一部、3kmの通学圏外の地域もあるが、ほぼ市域全域を網羅することができる。
- 新中学校敷地である中間中学校は、自然や歴史環境豊かな西部地域にあり、球場や交流施設等も隣接しており、生徒の学び及び生活によりよい環境というだけでなく、地域コミュニティの拠点となる施設としての役割も担うことができる。
- 新小学校敷地である中間北小学校は、小学校地の中で最も有効敷地面積が狭く、建物に高さ制限があり、敷地の周辺及び一部に土砂災害警戒・特別警戒区域の指定があるが、法面補強により避難所に指定されていることもあり、地理的なバランスから学校施設を配置。敷地面積に対応した児童数によるきめ細やかな指導による特色ある教育活動ができる。
- 新小学校敷地である中間西小学校は、小学校地の中で有効敷地面積が最も広く、建物に高さ制限がないため、児童数に対応した施設整備を行うことができ、さらに、浸水想定区域や土砂災害警戒・特別警戒区域の指定地域もなく、住宅地に囲まれた環境に立地するため、安全安心に教育活動を行うことができる。
- 新小学校は、2kmの通学圏内に東部地域のほぼ全域を網羅することができるが、西部地域のほぼ全域を網羅できないため、新しい通学方法（スクールバス）の検討が必要である。
- 新中学校も安全安心な通学方法の検討が必要である。
- 新中学校敷地(中間中学校)を造成する場合は、開発行為について県と協議が必要である。

小学校【中間中学校・中間西小学校敷地】 中学校【コミュニティ広場敷地】



校種	設置場所	有効 敷地面積 (m ²)	児童 生徒数	学級数		学校規模	必要面積 (m ²)	必要面積内訳				建設費用 新築 (億円)	建設費用 長寿命化 (億円)	年間維持 管理費 (万円)
				通常学級	特別支援 学級			校舎	体育館	運動場	武道場			
小学校	中間中学校	25,633	161	5	2	小規模校	6,154	2,860	894	2,400		10.3	11.1	267.1
	中間西小学校	26,627	1,600	44	12	過大規模校	22,002	13,587	1,215	7,200		40.7	32.8	954.9
中学校	コミュニティ広場	33,793	964	24	6	大規模校	19,605	9,280	1,476	8,400	449	30.8	-	425.4

※令和4年5月1日現在

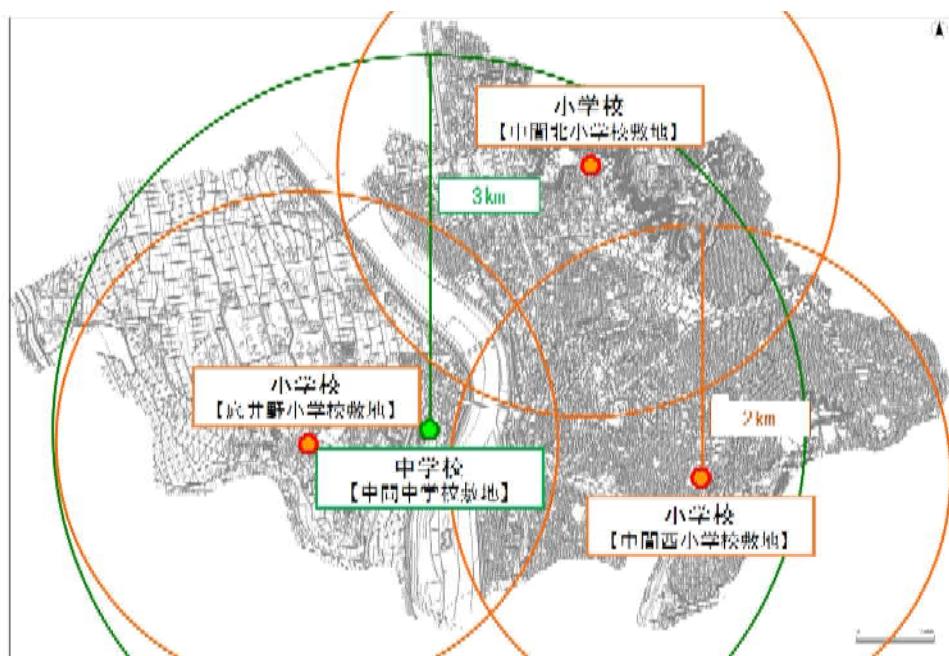
施設配置の効果と課題

- 東部地域に新中学校と新小学校を1校ずつ、西部地域に新小学校を1校配置。新中学校は、東部地域の全域を3kmの通学圏内に網羅することができるが、西部地域に3kmの通学圏では網羅できないところがある。
- 新小学校は、西部地域と東部地域に1校ずつ配置することで、市域の北部と北西部に2kmの通学圏外を有するが市域の多くの部分を網羅することができる。
- 新中学校敷地であるコミュニティ広場は、浸水想定区域に立地しているが、市のメインストリート沿いにあり、有効敷地面積が最も広く、建物に高さ制限がないため、生徒数に応じた施設整備を行うことができる。
また、隣接する市民会館との連携や、図書館や体育館などの既存施設との複合化の可能性など、地域コミュニティの拠点となる施設として、他の敷地にはない教育環境を構築できる。
- 新小学校である中間西小学校は、小学校地の中で有効敷地面積が最も広く、建物に高さ制限がないため、児童数に対応した施設整備を行うことができ、さらに、浸水想定区域や土砂災害警戒・特別警戒区域の指定地域もなく、住宅地に囲まれた環境に立地するため、安全安心に教育活動を行うことができる。
- 西部地域にある中間中学校敷地に新小学校を配置することで、敷地の一部に浸水想定区域があるものの、広い敷地の中、自然や歴史環境豊かな田園風景の広がる地域において、特色ある教育活動ができるとともに、西部地域唯一の学校施設として、地域コミュニティの拠点となる施設としての役割も担うことができる。
- 新小学校は、北部と北西部に2kmの通学圏外があり、新しい通学方法（スクールバス）の検討が必要である。
- 新小学校敷地（中間中学校）を造成する場合は、開発行為について県と協議が必要である。
- 新中学校も安全安心な通学方法の検討が必要である。
- コミュニティ広場敷地を活用する場合は、既存施設の複合化の可能性や複合化しない場合のあり方について、関係者間の協議検討に時間が必要となる。

小学校3校・中学校1校への再編

- ・小学校【底井野小・中間西小・中間北小学校敷地】中学校【中間中学校敷地】
- ・小学校【中間中・中間西小・中間北小学校敷地】 中学校【コミュニティ広場敷地】
(学校規模の効果と課題)
 - 限りある財源を生徒の学びと生活に集中させることができる。
 - 将来にわたって持続可能な学級数を確保し続けることができる。
 - 多様な考えに触れ、切磋琢磨することで社会性が育まれる。
 - 生徒(中学校)一人当たりの施設面積が狭くなり、活動に支障が生じる場合がある。
 - 児童(小学校)の安全安心な通学に配慮した校区設定を行う必要がある。

小学校【底井野小・中間西小・中間北小学校敷地】 中学校【中間中学校敷地】



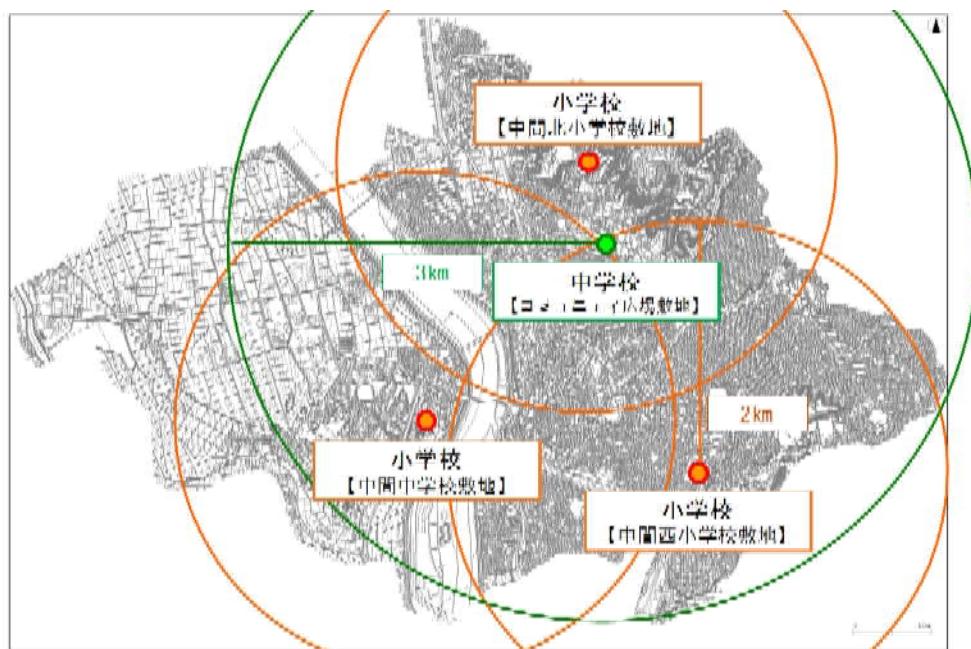
校種	設置場所	有効敷地面積(m ²)	児童生徒数	学級数		学校規模	必要面積(m ²)	必要面積内訳				建設費用新築(億円)	建設費用老朽化(億円)	年間維持管理費(万円)
				通常学級	特別支援学級			校舎	体育館	運動場	武道場			
小学校	底井野小学校	16,233	161	5	2	小規模校	6,154	2,860	894	2,400		10.3	6.2	267.1
	中間西小学校	26,627	1,110	31	7	過大規模校	18,357	9,942	1,215	7,200		30.7	22.8	796.7
	中間北小学校	12,713	490	14	5	適正規模校	12,127	6,012	1,215	4,900		19.9	13.3	526.3
中学校	中間中学校	25,633	964	24	6	大規模校	19,605	9,280	1,476	8,400	449	30.8	24.2	425.4

※令和4年5月1日現在

施設配置の効果と課題

- 東部地域に新小学校を2校、西部地域に新小学校と新中学校を1校ずつ配置。新中学校は、東部と西部に一部、3kmの通学圏外の地域もあるが、ほぼ市域全域を網羅することができる。
- 新小学校は、西部地域に1校、東部地域に2校配置することで、市のほぼ全域を2kmの通学圏内にて網羅することができる。
- 新中学校敷地である中間中学校は、自然や歴史環境豊かな西部地域にあり、球場や交流施設等も隣接しており、生徒の学び及び生活によりよい環境というだけでなく、地域コミュニティの拠点となる施設としての役割も担うことができる。
- 西部地域の底井野小学校敷地に新小学校を設置することで、敷地全域が浸水想定区域にあるものの、市域の地形的な特性から現在も西部地域全域を校区としており、市域全体の学校施設の配置のバランスをとることで、通学負担を軽減できること、そして、都市公園や球場、田園風景など自然や歴史環境豊かな中で特色ある教育活動を行うことができる。
- 新小学校敷地である中間西小学校は、小学校地の中で有効敷地面積が最も広く、建物に高さ制限がないため、児童数に対応した施設整備を行うことができ、さらに、浸水想定区域や土砂災害警戒・特別警戒区域の指定もなく、住宅地に囲まれた環境に立地するため、安全安心に教育活動を行うことができる。
- 新小学校敷地である中間北小学校は、小学校地の中で最も有効敷地面積が狭く、建物に高さ制限があり、敷地の周辺及び一部に土砂災害警戒・特別警戒区域の指定があるが、法面補強により避難所に指定されていることもあり、地理的なバランスから学校施設を配置。敷地面積に対応した児童数によるきめ細やかな指導による特色ある教育活動ができる。
- 新中学校も安全安心な通学方法の検討が必要である。
- 新小学校を3校設置することで、通学に配慮した校区設定はできるものの、将来にわたって持続可能な学級数を維持できるよう適正規模の学校づくりを行うことが必要である。
- 新中学校敷地(中間中学校)、新小学校敷地(底井野小学校)を造成する場合は、開発行為について県と協議が必要である。
- ◇西部地域の中間中学校敷地に十分な必要面積を確保することができれば、新中学校と新小学校を敷地一体型として整備し、将来の一貫校を見据えた、小中の連携を深めた教育を行う特色ある学校の設置の可能性も検討することができる。

小学校【中間中・中間西小・中間北小学校敷地】中学校【コミュニティ広場敷地】



校種	設置場所	有効 敷地面積 (m ²)	児童 生徒数	学級数		学校規模	必要面積 (m ²)	必要面積内訳				建設費用 新築 (億円)	建設費用 長寿命化 (億円)	年間維持 管理費 (万円)
				通常学級	特別支援 学級			校舎	体育館	運動場	武道場			
小学校	中間中学校	25,633	161	5	2	小規模校	6,154	2,860	894	2,400		10.3	11.1	267.1
	中間西小学校	26,627	1,110	31	7	過大規模校	18,357	9,942	1,215	7,200		30.7	22.8	796.7
	中間北小学校	12,713	490	14	5	適正規模校	12,127	6,012	1,215	4,900		19.9	13.3	526.3
中学校	コミュニティ広場	33,793	964	24	6	大規模校	19,605	9,280	1,476	8,400	449	30.8	-	425.4

※令和4年5月1日現在

施設配置の効果と課題

- 東部地域に新中学校1校、新小学校を2校、西部地域に新小学校を1校配置。新中学校は、東部地域の全域を3kmの通学圏内に網羅することができるが、西部地域に3kmの通学圏では網羅できないところがある。
 - 新小学校は、西部地域に1校、東部地域に2校配置することで、西部地域に一部2kmの通学圏外を有するが市域の多くの部分を網羅することができる。
 - 新中学校敷地であるコミュニティ広場は、浸水想定区域に立地しているが、市のメインストリート沿いにあり、有効敷地面積が最も広く、建物に高さ制限がないため、生徒数に応じた施設整備を行うことができる。
また、隣接する市民会館との連携や、図書館や体育館などの既存施設との複合化の可能性など、地域コミュニティの拠点となる施設として、他の敷地にはない教育環境を構築できる。
 - 西部地域にある中間中学校敷地に新小学校を配置することで、敷地の一部に浸水想定区域があるものの、広い敷地の中、自然や歴史環境豊かな田園風景の広がる地域において、特色ある教育活動ができるとともに、西部地域唯一の学校施設として、地域コミュニティの拠点となる施設としての役割も担うことができる。
 - 新小学校である中間西小学校は、小学校地の中で有効敷地面積が最も広く、建物に高さ制限がないため、児童数に対応した施設整備を行うことができ、さらに、浸水想定区域や土砂災害警戒・特別警戒区域の指定もなく、住宅地に囲まれた環境に立地するため、安全安心に教育活動を行うことができる。
 - 新小学校敷地である中間北小学校は、小学校地の中で最も有効敷地面積が狭く、建物に高さ制限があり、敷地の周辺及び一部に土砂災害警戒・特別警戒区域の指定があるが、法面補強により避難所に指定されていることもあり、地理的なバランスから学校施設を配置。敷地面積に対応した児童数によるきめ細やかな指導による特色ある教育活動ができる。
 - 新中学校も安全安心な通学方法の検討が必要である。
 - 新小学校を3校設置することで、通学に配慮した校区設定はできるものの、将来にわたって持続可能な学級数を維持できるよう適正規模の学校づくりを行うことが必要である。
 - 新小学校敷地(中間中学校)を造成する場合は、開発行為について県と協議が必要である。
 - コミュニティ広場敷地を活用する場合は、既存施設の複合化の可能性や複合化しない場合のあり方について、関係者間の協議検討に時間が必要となる。
- ◇東部地域のコミュニティ広場敷地に十分な必要面積を確保することができれば、新中学校と新小学校を敷地一体型として整備し、将来の一貫校を見据えた小中の連携を深めた教育を行う特色ある学校の設置の可能性も検討することができる。

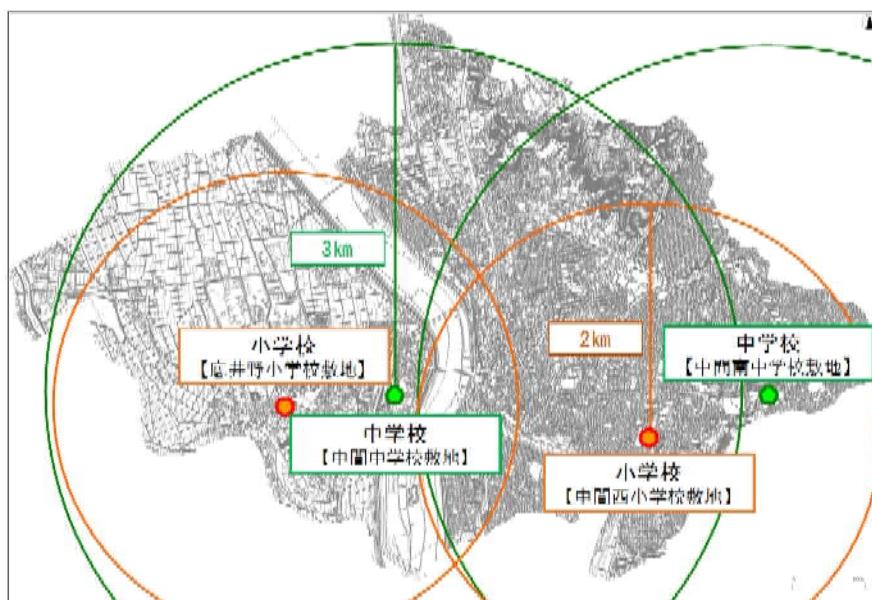
小学校2校・中学校2校への再編

- ・小学校【底井野小・中間西小学校敷地】中学校【中間中・中間南中学校敷地】
- ・小学校【底井野小・中間西小学校敷地】中学校【中間中・コミュニティ広場敷地】
- ・小学校【中間北小・中間西小学校敷地】中学校【中間中・中間南中学校敷地】

(学校規模の効果と課題)

- 限りある財源を生徒の学びと生活に集中させることができる。
- 将来にわたって持続可能な学級数を維持し続けることができる。
- 多様な考えに触れ、切磋琢磨することで社会性が育まれる。
- 児童生徒の安全安心な通学に配慮した校区設定を行う必要がある。
- 児童(小学校)一人当たりの施設面積が狭くなり、活動に支障が生じる場合がある。

小学校【底井野小・中間西小学校敷地】 中学校【中間中・中間南中学校敷地】



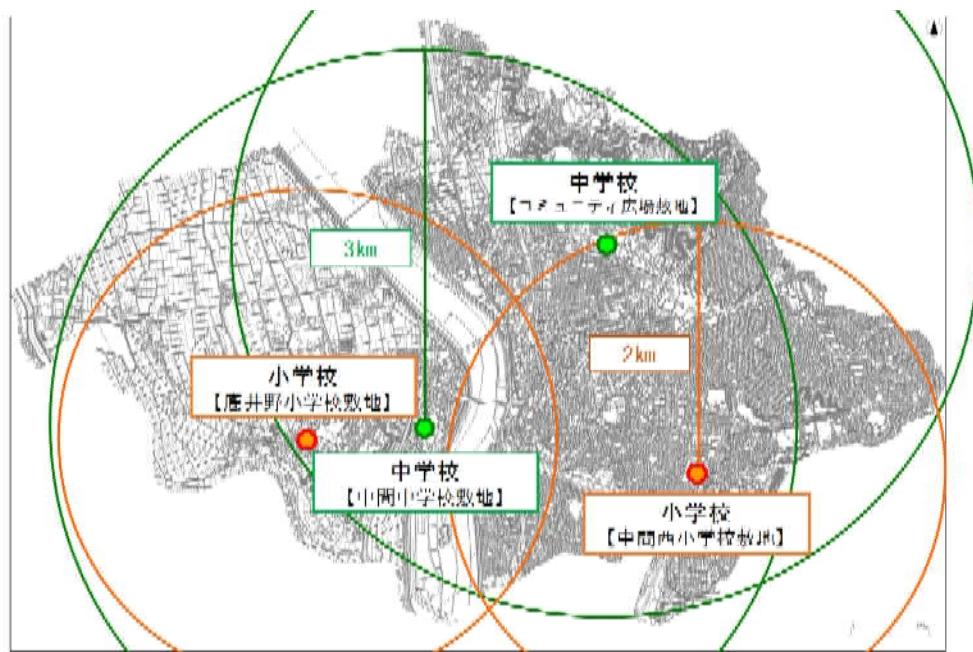
校種	設置場所	有効敷地面積(m ²)	児童生徒数	学級数		学校規模	必要面積(m ²)	必要面積内訳				建設費用新築(億円)	建設費用長寿命化(億円)	年間維持管理費(万円)
				通常学級	特別支援学級			校舎	体育館	運動場	武道場			
小学校	底井野小学校	16,293	373	10	4	小規模校	9,468	4,819	919	3,730		15.8	11.6	410.9
	中間西小学校	26,627	1,388	38	10	過大規模校	20,380	11,965	1,215	7,200		36.2	28.4	884.5
中学校	中間中学校	25,633	196	5	2	小規模校	8,694	3,507	1,138	3,600	449	14	10.4	188.7
	中間南中学校	26,956	768	19	4	大規模校	18,035	7,710	1,476	8,400	449	26.5	18.7	391.4

※令和4年5月1日現在

施設配置の効果と課題

- 東部地域と西部地域にそれぞれ新中学校1校、新小学校1校を配置。新中学校を東西に1校ずつ配置することで、一部3kmの通学圏外があるが、市域のほぼ全域を網羅できる。
- 新小学校は、西部地域と東部地域に1校ずつ配置することで、市域の北部と北西部、東部に2kmの通学圏外を有するが市域の多くの部分を網羅できる。
- 東部地域の新中学校を設置する中間南中学校敷地は、中学校の学校地の中で最も有効敷地面積が広く、建物の高さ制限や浸水想定区域、土砂災害警戒・特別警戒区域の指定もなく、県立高等学校に隣接する立地から、安全安心、そして高等教育への展望を実感できる場所において教育活動を行うことができる。
- 東部地域と西部地域にそれぞれ新中学校と新小学校が1校ずつ配置することで、東部地域は、建物の高さ制限や浸水想定区域、土砂災害警戒・特別警戒区域の指定のない住宅地に囲まれた中間西小学校敷地で安全安心な教育活動ができる。
- 県立高等学校が隣接する中間南中学校敷地では、高等教育への展望が実感できる場所での教育活動ができる。
- 西部地域は、自然や歴史環境豊かな田園風景の広がる中で、児童生徒を育む教育活動ができる。
- それぞれの敷地において、地域の特性を十分に踏まえた形での小中の連携を深めた教育活動ができる。
- 新中学校を2校設置することで、通学に配慮した校区設定はできるものの、将来にわたって持続可能な学級数を維持できるよう適正規模の学校づくりを行うことが必要である。
- 新小学校については、2kmの通学圏外の地域があり、新しい通学方法（スクールバス）の検討が必要である。
- 中間中学校と底井野小学校敷地を造成する場合は、開発行為について県と協議が必要である。
- ◇西部地域の中間中学校敷地に十分な必要面積を確保することができれば、新中学校と新小学校を敷地一体型として整備し、将来の一貫校を見据えた、小中の連携を深めた教育を行う特色ある学校の設置の可能性も検討することができる。

小学校【底井野小・中間西小学校敷地】 中学校【中間中・コミュニティ広場敷地】



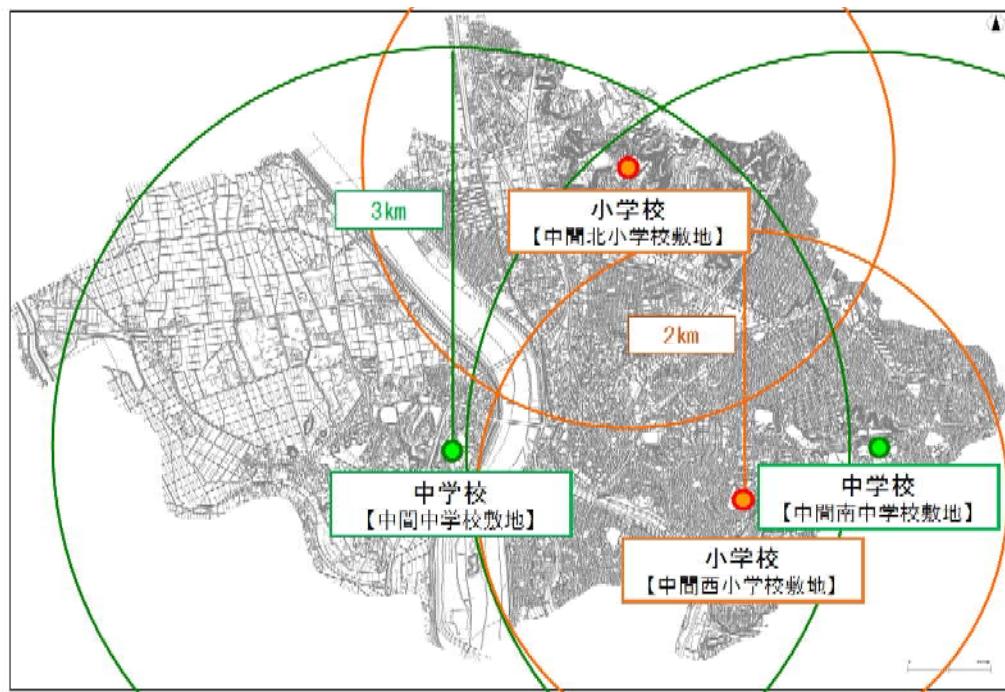
校種	設置場所	有効 敷地面積 (m ²)	児童 生徒数	学級数		学校規模	必要面積 (m ²)	必要面積内訳				建設費用 新築 (億円)	建設費用 長寿命化 (億円)	年間維持 管理費 (万円)
				通常学級	特別支援 学級			校舎	体育館	運動場	武道場			
小学校	底井野小学校	16,293	373	10	4	小規模校	9,468	4,819	919	3,730		15.8	11.6	410.9
	中間西小学校	26,627	1,388	38	10	過大規模校	20,380	11,965	1,215	7,200		36.2	28.4	884.5
中学校	中間中学校	25,633	196	5	2	小規模校	8,694	3,507	1,138	3,600	449	14	10.4	188.7
	コミュニティ広場	33,793	768	19	4	大規模校	18,035	7,710	1,476	8,400	449	26.5	-	391.4

※令和4年5月1日現在

施設配置の効果と課題

- 東部地域と西部地域にそれぞれ新中学校1校、新小学校1校を配置。新中学校を東西に1校ずつ配置することで、3kmの通学圏内に市域のほぼ全域を網羅できる。
- 新小学校は、西部地域と東部地域に1校ずつ配置することで、市域の北部と北西部、東部に2kmの通学圏外を有するが市域の多くの部分を網羅できる。
- 東部地域と西部地域にそれぞれ新中学校と新小学校を1校ずつ配置することで、東部地域は、市のメインストリート沿いにある立地や隣接する既存の公共施設との連携、複合化など、学校施設と他施設等との相乗効果による特色ある学校づくりができる。
- 浸水想定区域や土砂災害警戒・特別警戒区域の指定のない住宅地に囲まれた中間西小学校敷地で安全安心な教育活動ができる。
- 西部地域は、自然や歴史環境豊かな田園風景の広がる中で、児童生徒を育む教育活動ができ、地域の特性を十分に踏まえた形での小中の連携を深めた教育ができる。
- それぞれの敷地において、地域の特性を十分に踏まえた形での小中の連携を深めた教育活動ができる。
- 新中学校を2校設置することで、通学に配慮した校区設定はできるものの、将来にわたって持続可能な学級数を維持できるよう適正規模の学校づくりを行うことが必要である。
- 新小学校については、2kmの通学圏外の地域があり、新しい通学方法（スクールバス）の検討が必要である。
- コミュニティ広場敷地を活用する場合は、既存施設の複合化の可能性や複合化しない場合のあり方について、関係者間の協議検討に時間が必要となる。
- 中間中学校と底井野小学校敷地を造成する場合は、開発行為について県と協議が必要である。
- ◇西部地域の中間中学校敷地に十分な必要面積を確保することができれば、新中学校と新小学校を敷地一体型として整備し、将来の一貫校を見据えた、小中の連携を深めた教育を行う特色ある学校の設置の可能性も検討することができる。

小学校【中間北小・中間西小学校敷地】 中学校【中間中・中間南中学校敷地】



校種	設置場所	有効敷地面積(m ²)	児童生徒数	学級数		学校規模	必要面積(m ²)	必要面積内訳				建設費用(新築)(億円)	建設費用(長寿命化)(億円)	年間維持管理費(万円)
				通常学級	特別支援学級			校舎	体育館	運動場	武道場			
小学校	中間北小学校	12,713	490	14	5	適正規模校	12,127	6,012	1,215	4,900		19.9	13.3	526.3
	中間西小学校	26,627	1,271	35	9	過大規模校	19,570	11,155	1,215	7,200		34	26.1	849.3
中学校	中間中学校	25,633	332	8	3	小規模校	10,895	4,788	1,138	4,520	449	17.5	11	236.4
	中間南中学校	26,956	632	16	4	適正規模校	16,562	7,117	1,476	7,520	449	24.9	17.1	359.4

※令和4年5月1日現在

施設配置の効果と課題

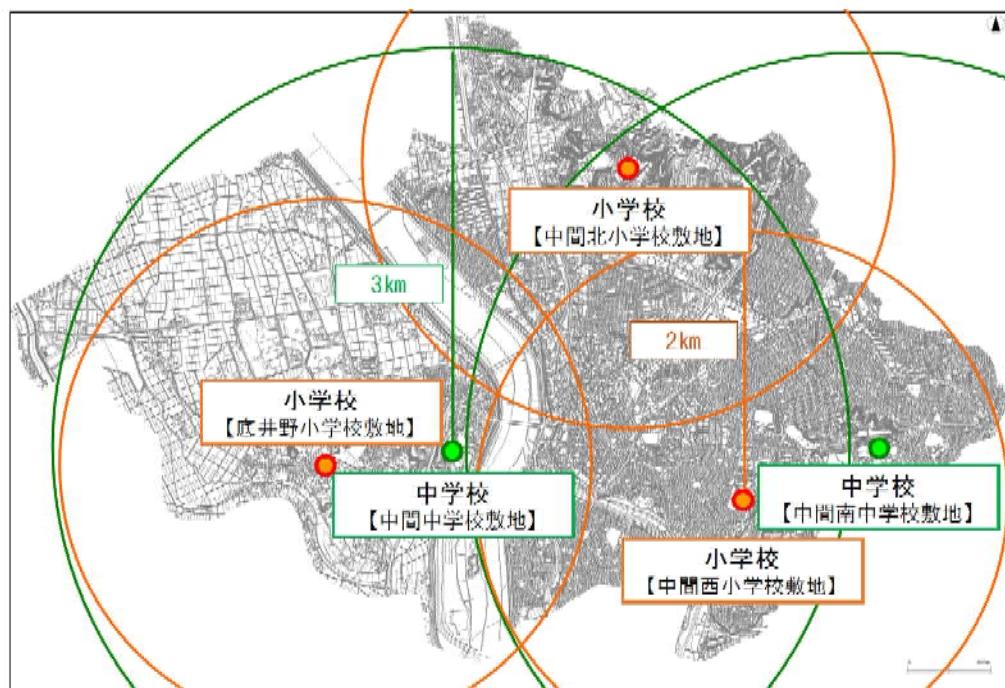
- 東部地域と西部地域に新中学校は1校ずつ、新小学校は東部地域に2校配置。新中学校を東西に1校ずつ配置することで、一部3kmの通学圏外があるが、市域のほぼ全域を網羅することができる。
- 新中学校の敷地である中間中学校は、自然や歴史、田園風景の広がる豊かな環境の中で、生徒の学びと生活を育む教育活動ができ、西部地域唯一の学校施設として、地域コミュニティの拠点となる施設としての役割も担うことができる。
- 新中学校の敷地である中間南中学校は、県立高等学校が隣接する環境を活かし、高等教育への展望が実感できる場所において教育活動ができる。
- 新小学校の敷地である中間北小学校は、小学校地の中で最も有効敷地面積が狭く、建物に高さ制限があり、敷地の周辺及び一部に土砂災害警戒・特別警戒区域の指定があるが、法面補強により避難所に指定されていることもあり、地理的なバランスから小学校を配置。敷地面積に対応した児童数によるきめ細やかな指導による特色ある教育活動ができる。
- 新小学校の敷地である中間西小学校は、小学校地の中で最も有効敷地面積が広く、建物の高さ制限や浸水想定区域、土砂災害警戒・特別警戒区域の指定のない住宅地に囲まれた環境にあり、敷地面積を最大限に活用した安全安心な教育活動ができる。
- 新小学校は、2kmの通学圏内に東部地域のほぼ全域を網羅することができるが、西部地域のほぼ全域を網羅できないため、新しい通学方法（スクールバス）の検討が必要である。
- 新中学校を2校設置することで、通学に配慮した校区設定はできるものの、将来にわたって持続可能な学級数を維持できるよう適正規模の学校づくりを行うことが必要である。
- 中間中学校敷地を造成する場合は、開発行為について県と協議が必要である。

小学校3校・中学校2校への再編

- ・小学校【底井野小・中間西小・中間北小学校敷地】中学校【中間中・中間南中学校敷地】
- ・小学校【底井野小・中間西小・中間北小学校敷地】中学校【中間中・コミュニティ広場敷地】
(学校規模の効果と課題)

- 限りある財源を生徒の学びと生活に集中させることができる。
- 多様な考えに触れ、切磋琢磨することで社会性が育まれる。
- 将来にわたって持続可能な学級数を確保し続けるため、適正規模の学校づくりが必要。
- 児童生徒の安全安心な通学に配慮した校区設定を行う必要がある。

小学校【底井野小・中間西小・中間北小学校敷地】中学校【中間中・中間南中学校敷地】



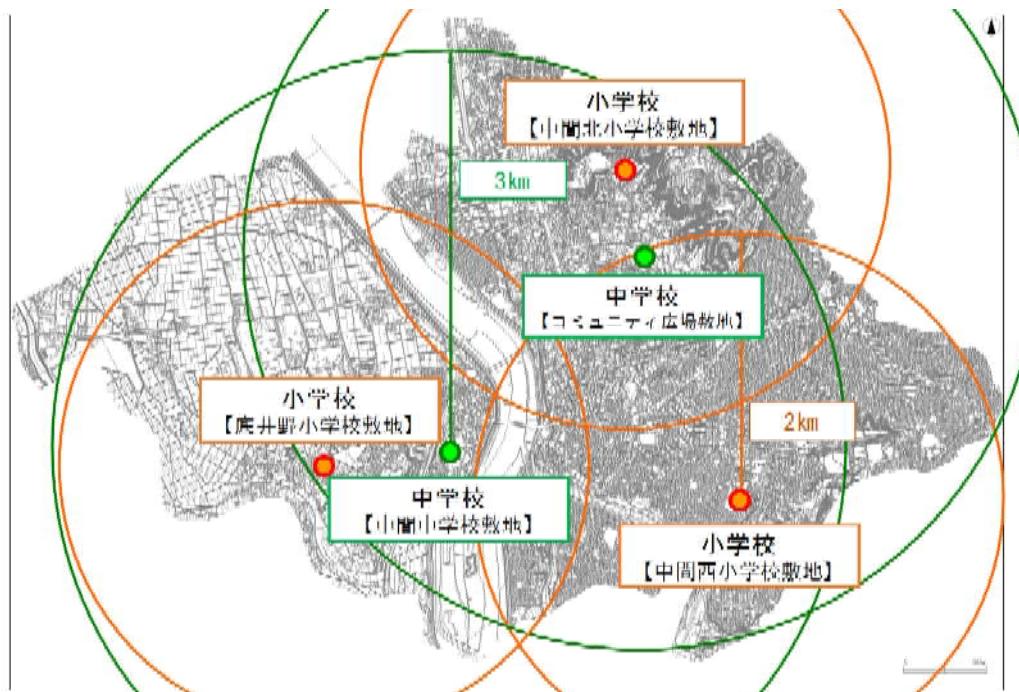
校種	設置場所	有効 敷地面積 (m ²)	児童 生徒数	学級数		学校規模	必要面積 (m ²)	必要面積内訳				建設費用 新築 (億円)	建設費用 長寿命化 (億円)	年間維持 管理費 (万円)
				通常学級	特別支援 学級			校舎	体育館	運動場	武道場			
小学校	底井野小学校	16,293	373	10	4	小規模校	9,468	4,819	919	3,730		15.8	11.6	410.9
	中間西小学校	26,627	1,110	31	7	適大規模校	18,357	9,942	1,215	7,200		30.7	22.8	796.7
	中間北小学校	12,713	278	8	3	小規模校	7,763	4,064	919	2,780		13.7	10.4	336.9
中学校	中間中学校	25,633	196	5	2	小規模校	8,694	3,507	1,138	3,600	449	14	10.4	188.7
	中間南中学校	26,956	768	19	4	大規模校	18,035	7,710	1,476	8,400	449	26.5	18.7	391.4

※令和4年5月1日現在

施設配置の効果と課題

- 東部地域と西部地域に新中学校は1校ずつ、新小学校は東部地域に2校配置、西部地域に1校配置。
- 新中学校を東西に1校ずつ配置することで、一部3kmの通学圏外があるが、市域のほぼ全域を網羅することができる。
- 新小学校は、西部地域に1校、東部地域に2校配置することで、市域のほぼ全域を2kmの通学圏内にて網羅することができる。
- 学校施設をバランスよく配置することで、再編による通学を現在の校区の通学圏である小学校は概ね2km圏内、中学校は概ね3km圏内の範囲とし、通学負担を軽減させることができる。
- 西部地域は学校施設を2校配置し、自然や歴史、田園風景など豊かな環境の中で、児童生徒を育む教育活動ができ、地域の特性を十分に踏まえた形での小中連携を深めた教育ができる。
- 東部地域には、学校施設を3校配置し、新小学校敷地である中間北小学校は、小学校地の中で最も有効敷地面積が狭く、建物に高さ制限があり、敷地の周辺及び一部に土砂災害警戒・特別警戒区域の指定があるが、法面補強により避難所に指定されていることもあり、地理的なバランスから小学校を配置。敷地面積に対応した児童数によるきめ細やかな指導による特色ある教育活動ができる。
- 新小学校敷地である中間西小学校は、小学校地の中で最も有効敷地面積が広く、建物の高さ制限や浸水想定区域、土砂災害警戒・特別警戒区域の指定のない住宅地に囲まれた環境にあり、敷地面積を最大限に活用した安全安心な教育活動ができる。
- 新中学校の敷地である中間南中学校は、県立高等学校が隣接する環境を活かし、高等教育への展望が実感できる場所において教育活動ができる。
- それぞれの地域の特性や敷地の特徴を踏まえ、有効敷地面積を最大限に活用し、児童生徒数に応じた特色ある学校づくりができる。
- 新小学校を3校設置することで、通学に配慮した校区設定はできるものの、将来にわたって持続可能な学級数を維持できるよう適正規模の学校づくりを行うことが必要である。
- 新中学校を2校設置することで、通学に配慮した校区設定はできるものの、将来にわたって持続可能な学級数を維持できるよう適正規模の学校づくりを行うことが必要である。
- 新小学校敷地(中間西小学校)の児童数が多くなる可能性がある。
- 新中学校敷地(中間南中学校)、新小学校敷地(底井野小学校)を造成する場合は、開発行為について県と協議が必要である。
- ◇西部地域の中間中学校敷地に十分な必要面積を確保することができれば、新中学校と新小学校を敷地一体型として整備し、将来の一貫校を見据えた、小中の連携を深めた教育を行う特色ある学校の設置の可能性も検討することができる。

小学校【底井野小・中間西小・中間北小学校敷地】中学校【中間中・コミュニティ広場敷地】



校種	設置場所	有効敷地面積 (m ²)	児童生徒数	学級数		学校規模	必要面積 (m ²)	必要面積内訳				建設費用 新築 (億円)	建設費用 長寿命化 (億円)	年間維持管理費 (万円)
				通常学級	特別支援学級			校舎	体育館	運動場	武道場			
小学校	底井野小学校	16,293	373	10	4	小規模校	9,468	4,819	919	3,730		15.8	11.6	410.9
	中間西小学校	26,627	1,110	31	7	過大規模校	18,357	9,942	1,215	7,200		30.7	22.8	796.7
	中間北小学校	12,713	278	8	3	小規模校	7,763	4,064	919	2,780		13.7	10.4	336.9
中学校	中間中学校	25,633	196	5	2	小規模校	8,694	3,507	1,138	3,600	449	14	10.4	188.7
	コミュニティ広場	33,793	768	19	4	大規模校	18,035	7,710	1,478	8,400	449	26.5	-	391.4

※令和4年5月1日現在

施設配置の効果と課題

- 東部地域と西部地域に新中学校は1校ずつ、新小学校は東部地域に2校配置、西部地域に1校配置。
- 新中学校を東西に1校ずつ配置することで、西部の一部に3kmの通学圏外があるが、市域のほぼ全域を網羅することができる。
- 新小学校は、西部地域に1校、東部地域に2校配置することで、西部と東部の一部に2kmの通学圏外があるが、市域のほぼ全域を網羅することができる。
- 学校施設をバランスよく配置することで、再編による通学を現在の校区の通学圏である小学校は概ね2km圏内、中学校は概ね3km圏内の範囲とし、通学負担を軽減させることができる。
- 西部地域は学校施設を2校配置し、自然や歴史、田園風景など豊かな環境の中で、児童生徒を育む教育活動ができ、地域の特性を十分に踏まえた形での小中の連携を深めた教育ができる。
- 東部地域には、学校施設を3校配置し、新小学校敷地である中間北小学校は、小学校地の中で最も有効敷地面積が狭く、建物に高さ制限があり、敷地の周辺及び一部に土砂災害警戒・特別警戒区域の指定があるが、法面補強により避難所に指定されていることもあり、地理的なバランスから小学校を配置。敷地面積に対応した児童数によるきめ細やかな指導による特色ある教育活動ができる。
- 新小学校敷地である中間西小学校は、小学校地の中で最も有効敷地面積が広く、建物の高さ制限や浸水想定区域、土砂災害警戒・特別警戒区域の指定のない住宅地に囲まれた環境にあり、敷地面積を最大限に活用した安全安心な教育活動ができる。
- 新中学校の敷地であるコミュニティ広場は、市のメインストリート沿いにある立地や隣接する既存の公共施設との連携、複合化など、学校施設と他施設等との相乗効果による特色ある学校づくりができ、地域コミュニティの拠点となる施設としての役割を担う環境の中で教育活動ができる。
- それぞれの地域の特性や敷地の特徴を踏まえ、有効敷地面積を最大限に活用し、児童生徒数に応じた特色ある学校づくりができる。
- 市域全域が、ほぼ小学校2km、中学校3kmの通学圏の範囲にあるものの、学校施設が北部と西部に集中している。
- 新小学校敷地(中間西小学校)の児童数が多くなる可能性がある。
- 新小学校を3校設置することで、通学に配慮した校区設定はできるものの、将来にわたって持続可能な学級数を維持できるよう適正規模の学校づくりを行うことが必要である。
- 新中学校を2校設置することで、通学に配慮した校区設定はできるものの、将来にわたって持続可能な学級数を維持できるよう適正規模の学校づくりを行うことが必要である。
- コミュニティ広場敷地を活用する場合は、既存施設の複合化の可能性や複合化しない場合のあり方について、関係者間の協議検討に時間が必要となる。
- 新中学校敷地(中間中学校)、新小学校敷地(底井野小学校)を造成する場合は、開発行為について県と協議が必要である。
- ◇西部地域の中間中学校敷地や東部地域のコミュニティ広場敷地に十分な必要面積を確保することができれば、新中学校と新小学校を敷地一体型として整備し、将来の一貫校を見据えた、小中の連携を深めた教育を行う特色ある学校の設置の可能性も検討することができる。

4 学校施設整備方針及び学校施設の配置

(1) 学校施設整備方針

学校施設整備方針

■児童生徒が安全安心に学び生活できる環境の構築

- ・通学圏を概ね小学校2km、中学校3kmを基本とした通学の安全性の確保と負担軽減を図る。
- ・義務教育後の次なるステージにおける充実した日々、更なる飛躍を最大限サポートするため、**中学校を先行した施設整備**に取組む。
→ライフサイクルコストの縮減や財政負担の平準化、建設時期の細分化、健全度の高い施設の長寿命化や改修などを含め、最善の方法を検討する。
- ・児童生徒の学び及び生活する環境、地域コミュニティの拠点としての施設の役割に配慮した移設及び移動に取組む。
→他敷地への機能移転による既存施設の解体撤去後の建替えや施設を使用しながら運動場への建替え、仮設校舎建設による既存施設の解体撤去後の建替えなど、最善の方法を検討する。
- ・将来にわたって持続可能な学級数を2040年でも維持し続けることを念頭においていた施設整備に取組む。
→施設整備後においても、地域の実情によりこの限りではないが、学校全体でクラス替えができる状況や異なる学年を1学級に編成する状況になることが予想される場合は、教育環境の充実に向けた協議検討に取組む。

■敷地の形状や安全性、有効敷地面積の最大限の活用や財源等の有効活用

- ・浸水想定区域、土砂災害警戒・特別警戒区域への積極的な再整備は避けつつも、市域の地理的な特性や学校施設の配置のバランス、敷地の形状や建物の高さ制限などの特性等、敷地内を最大限に活用できる場所への施設整備に取組む。
→既存施設の有効活用や整備時期の細分化など、ライフサイクルコストの縮減や財政負担の平準化に最大限配慮するなど、最善の方法を検討する。

■小中学校の連携を深めた教育の推進及び周辺環境との連携

- ・小中の連携を深めた教育ができるバランスのとれた施設整備に取組む。
- ・周辺環境との連携による特色ある学校づくりによる施設整備に取組む。

(2) 学校施設の配置

学校施設の配置の検討に当たっては、「児童生徒が安全安心に学び、生活できる環境の構築」、「敷地の形状や安全性、有効敷地面積の最大限の活用や財源等の有効活用」、「小中学校の連携を深めた教育の推進及び周辺環境との連携」を学校施設整備に向けた基本的な考え方方に位置付け、再編案のそれぞれの学校規模に配置案を定め、施設配置の効果と課題を整理した。施設整備に向けては、「子供たちが通いたい学校、保護者が通わせたい学校、教職員が働きたい学校」を目標に掲げ、さまざまな時代のニーズに対応できる未来型の新しい学校施設の整備を図り、充実した環境の中で、更なる教育の質の向上やこれからの教育に対応できる学校を目指すこととした。

学校施設再編に関する住民説明会や市民意見提出手続（パブリックコメント）では、再編そのものに対するもの、学校数や規模に関するもの、通学方法や通学距離に関するもの、学校施設の配置に関するもの、教育内容に関するもの、施設整備に向けた実施体制に関するもの等、合計 766 件の様々なご意見をいただいた。

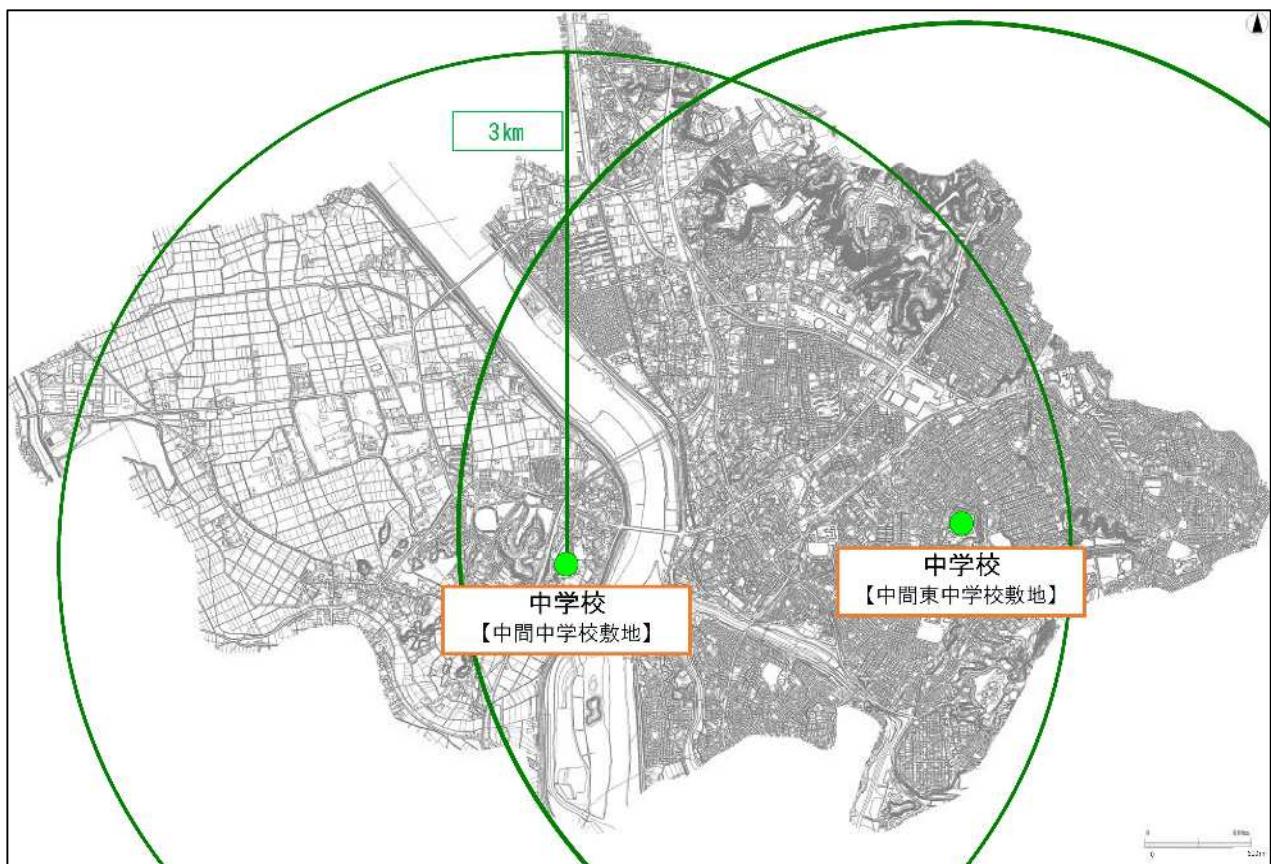
学校施設の配置の選定に当たっては、学校施設整備に向けた基本的な考え方や目標を軸として、いただいたご意見を最大限重んじつつ、地域振興や今後の本市の政策に沿ったものとなるよう、全市的なまちづくりの見地を踏まえる必要があることから、協議・調整を何度も繰り返し行った。その結果、市のまちづくりの方向性を踏まえた市の方針として、小学校に先行して、現在の中学校 4 校を 2 校に再編し、学校施設の配置は中間中学校敷地及び中間東中学校敷地とすることが示された。このうち、中間東中学校敷地は「3 学校施設の配置検討（5）小中学校の学校規模の組み合わせ案からみた学校施設の配置案の検討」で示した 11 案には含まれていない。これは、中間東中学校が第一種低層住居専用地域に位置しており、高さ制限等により設計や建設等が制約され、現在と同等の施設を建設することができない可能性があったことや、敷地内に段差や法面が多く、有効敷地面積が中学校地の中で最も狭くなっていたためである。しかしながら、市のまちづくり部局と協議を重ねた結果、通学における安全の確保及び通学負担の軽減の観点、市のまちづくりの観点等から、市の中心部に近い 2 校の敷地に配置することが最適であるとの結論に達し、中間中学校敷地及び中間東中学校敷地が選定された。

教育委員会としては、市のまちづくりの方向性を踏まえた市の方針を受け、中間中学校敷地及び中間東中学校敷地を活用した新中学校施設の配置について、保護者・教職員アンケートの実施や、関係各所との協議を重ねた結果、敷地内段差の解消や法面の整備、アクセス道整備等の課題を改めて確認した。しかしながら、市が示した新中学校の配置方針は、この課題への対策を講ずることを含むものであったことから、中間中学校敷地及び中間東中学校敷地を活用し、時代のニーズに合った最適な教育環境の構築を目指すこととする。

通学区域については、今後設置する通学区域審議会において、安全安心な通学及び通学負担の軽減に最大限配慮することを念頭に検討を行う。

なお、本方針では「4 学校施設整備方針及び学校施設の配置（1）学校施設整備方針」のとおり、義務教育後の次なるステージにおける充実した日々、更なる飛躍を最大限サポートするため、中学校を先行した施設整備に取組むこととする。小学校再編に関しては、子供たちに最適な教育環境を整備・充実させることができる学校施設をどのように実現していくかについて、地域の実情等を踏まえ、学校施設再編基本計画策定委員会の結論である、現在の小学校 6 校を 3 校以内への再編を尊重しつつ、引き続き全市的なまちづくりの観点を踏まえた検討や、中学校再編の進捗状況をみながら、改めて適切な時期に、配置や開校時期を定めることとする。

中学校2校に再編【中間中学校・中間東中学校敷地】 ※小学校再編は検討継続



建築単価 25万円/m²の場合（中間市学校施設長寿命化計画参照）

校種	設置場所	有効 敷地面積 (m ²)	生徒数	学級数		学校規模	必要面積 (m ²)	必要面積内訳				建設費用 新築 (億円)	建設費用 長寿命化 (億円)	年間維持 管理費 (万円)
				通常学級	特別支援 学級			校舎	体育館	運動場	武道場			
中学校	中間中学校	25,633	193	5	3	小規模校	8,880	3,693	1,138	3,600	449	14.5	10.4	192.7
	中間東中学校	22,954	769	19	6	大規模校	18,406	8,081	1,476	8,400	449	27.5	18.8	399.4

※生徒数は令和6年5月1日現在の想定数であり、新中学校区の決定により生徒数及び学級数は変動します。

※建設費用（長寿命化）単価 15万円/m²、年間維持管理費 217円/m²により算出。

建築単価 30万円/m²の場合（学校施設環境改善交付金の配分基礎額の算定方法（令和6年度建築単価）より算出）

校種	設置場所	有効 敷地面積 (m ²)	生徒数	学級数		学校規模	必要面積 (m ²)	必要面積内訳				建設費用 新築 (億円)	建設費用 長寿命化 (億円)	年間維持 管理費 (万円)
				通常学級	特別支援 学級			校舎	体育館	運動場	武道場			
中学校	中間中学校	25,633	193	5	3	小規模校	8,880	3,693	1,138	3,600	449	17.4	12.4	231.2
	中間東中学校	22,954	769	19	6	大規模校	18,406	8,081	1,476	8,400	449	33	22.6	479.3

※生徒数は令和6年5月1日現在の想定数であり、新中学校区の決定により生徒数及び学級数は変動します。

※建設費用（長寿命化）単価 18万円/m²、年間維持管理費 260.4円/m²により算出。

新中学校施設配置（中間中学校・中間東中学校敷地）選定の理由

■中間中学校・中間東中学校敷地の両方に関する選定理由

- ・中学校を東西に各1校配置し、かつ市の中心部に近い2校とすることで、市内全域を現在の校区範囲である概ね3km圏内に網羅し、通学負担を軽減させることができる。また、通学方法は現在と同様の徒歩や自転車を基本とした検討が可能である。
- ・市の中心部に近い2校とすることで、通学に配慮した校区設定ができるとともに、将来にわたって持続可能な学級数を2040年でも維持することができる学校づくりが可能となる。
- ・人口減少が進み、2040年以降の将来に更なる再編を要することとなった場合、本再編における学校施設の配置を市の中心部に近い2校とすることで、更なる再編における学校施設の配置に関する選択肢が増える。
- ・中間中学校敷地の一部に浸水想定区域の指定があるものの、中間中学校敷地の校舎及び運動場部分、中間東中学校敷地の全部に浸水想定区域及び土砂災害警戒・特別警戒区域の指定は無いため、安全安心な環境において教育活動を行うことができる。被災時には避難所としての役割を担うことができる。

■中間中学校敷地に関する選定理由

- ・自然や歴史環境豊かな地域にあって、球場や交流施設等が隣接するなど、学習及び生活により良い環境において、特色ある教育活動を行うことができる。
- ・今後の可能性として、必要面積を確保することができれば、再編による新小学校と敷地一体型として整備し、小中の連携を深めた教育を行う特色ある学校の設置を検討することができる。

■中間東中学校敷地に関する選定理由

- ・学校施設整備に係る条件を精査した結果、設計及び施工方法等により中間東中学校敷地における整備が可能であり、法面整備費を除けば、整備費用は中間南中学校敷地における整備費用と概ね同額であると分析することができた。
- ・東部地域の多くを現在の校区範囲である概ね3km圏内に網羅することができる中央部に位置するため、全方位からの通学が可能となり、通学の安全性の確保や通学負担を軽減させることができる。
- ・法面整備を行うことにより、近隣地域の環境整備や通学しやすさの向上に繋げることができる。

■新中学校施設の配置方針決定までの経緯及び意見聴取結果

R4.11.19～R4.12.4	学校施設再編に関する住民説明会
R4.12.10～R5.1.11	中間市学校施設整備方針(案)に関する市民意見提出手続(パブリックコメント)
R5.4.25	「学校施設再編による充実した教育環境の構築について」市長へ提言
R5.12.15	総合教育会議(令和10年4月の開校を目指した新中学校2校への再編)
R6.4.25	提言を踏まえた市の方針案(中間中学校及び中間東中学校敷地の活用方針)
R6.6.28	総合教育会議(中間中学校及び中間東中学校を活用する新中学校の配置方針)
R6.7.4～R6.7.18	小学校6校、中学校4校(校長及び教頭)
R6.7.5	中間市小・中PTA会長連合会
R6.8.26～R6.9.1	中学校再編における保護者・教職員アンケート実施
R6.9.4～R6.9.9	中間東中学校、中間東小学校、中間南中学校、中間中学校 各PTA役員会
R6.9.18	中間市小・中PTA会長連合会
R6.10.7	香春町立香春思永館施設見学(PTA会長、教育委員会事務局)
R6.10.23	中間市の学校づくり意見交換会(全10校のPTA役員と教育委員会事務局)
R6.11.11	中間中学校施設見学(PTA会長、教育委員会事務局)
R6.11.18	中間東中学校施設見学(PTA会長、教育委員会事務局)
R6.11.20	中間市の学校づくり意見交換会
R6.12.19	総合教育会議(中間中学校及び中間東中学校の敷地活用による課題整理、報告)
R7.1.10	1月定例教育委員会会議(学校施設整備方針案の審議、決定)

■住民説明会における質疑（令和4年11月19日～同年12月4日実施）

区分	意見数
学校施設の再編取組み全般について	65
学校規模について	34
学校施設の配置案について	38
事例紹介について	3
中間市学校施設再編基本計画策定委員会について	3
住民説明会全般について	8
合 計	151

■住民説明会におけるアンケート（令和4年11月19日～同年12月4日実施）

区分	意見数
学校施設の再編取組み全般について	246
学校施設再編について	34
学校規模について	108
学校施設の配置案について	39
小中一貫校について	15
通学方法、通学距離、通学路について	76
合 計	518

■中間市学校施設整備方針（案）に関する市民意見提出手続（パブリックコメント）
(令和4年12月10日～令和5年1月11日実施)

区分	意見数
「中間市学校施設整備方針（案）」全般について	29
「1 学校施設整備方針策定の趣旨及び位置づけ」について	2
「2 学校の目指すべき姿」について	19
「3 学校施設の配置検討」について	41
「4 学校施設整備方針及び学校施設の配置」について	2
「5 学校施設整備スケジュールおよび施設整備に向けた実施体制」について	4
合 計	97

■中学校再編における保護者・教職員アンケート結果報告（令和6年8月26日～同年9月1日実施）

目的：中間中学校及び中間東中学校敷地を活用した施設整備等について、意見を伺う

対象：小中学校全10校の保護者及び教職員

方法：各学校から「あんしんメール」等のツールでURLを送付、WEB回答

（アンケートまとめ）

- ①学校施設の整備工事期間中、通学しながらの工事又は別敷地に移転しての工事を希望するかについては意見が分かれており、生徒の安全や教育環境等を十分検討する必要がある。
- ②学校へのアクセス道について、両校共に道幅を広げる整備が必要との回答が約40%、新たなアクセス道の整備が必要との回答が約20%となっている。また、自由記述欄273件のうち、100件以上が安全な通学環境整備を希望するものであり、中学校再編における重要な課題の一つである。
- ③通学時間の許容範囲について、30分以内との回答が約90%となっている。中学校4校を2校へ再編するにあたり、現在の校区と同等の概ね3kmを通学圏内と計画しており、自転車通学の導入検討により、許容範囲内での通学が可能と思料される。自転車通学の導入検討においては、限りある敷地の有効活用、良質な教育環境整備のため、自転車置場の台数の検討も課題である。
- ④どのような新中学校を望むかについての自由記述では374名から733件の回答をいただいた。施設整備についての様々な要望（ICTに対応した広い教室、教室・体育館のエアコン、駐車場、エレベーター、避難所機能など）や、再編により生徒数が増えることによる不安（いじめ、教育指導のサポートが十分に受けられるのかなど）、校区分けについての不安などの回答をいただいた。また、再編についての思いとして、賛成・前向きの回答125件（うち新築希望26件）、反対・後向きの回答32件、その他の回答12件（うち既存建物活用希望2件）をいただいた。

■総合教育会議（令和6年12月19日開催）

議事：新中学校施設（中間中学校及び中間東中学校敷地）の配置方針について

＜教育委員の主な意見＞

- ①中間中学校及び中間東中学校ともに学校へのアクセス道が狭いため、新たなアクセス道の整備を含め、安全な通学環境を整備していただきたい。
- ②敷地内段差の解消や法面整備、樹木の伐採等、学校敷地内外の環境整備により、安全な学校、安全な指定避難所としていただきたい。
- ③新しい学校の校舎を新築、時代のニーズに合った最新の施設・設備を整備し、高機能かつ多機能で変化に対応し得る弾力的な施設環境を構築していただきたい。
- ④学校再編において、教育の充実とまちづくりを同時に進めていただきたい。

＜市長の主な意見＞

- ①安全な通学環境の整備は学校再編における最優先の課題の一つであることから、新たなアクセス道を含めあらゆる選択肢から安全な通学路の構築に向けて検討して参りたい。
- ②敷地内段差の解消や法面整備等については、学校施設に関する経験豊富な設計会社に委託し、最適で、かつ維持し続けられる整備手法を検討して参りたい。樹木については極力伐採し、維持し続けられる環境を整備することにより教職員の負担を少しでも軽減できるよう検討して参りたい。
- ③学校施設整備については、校舎の建て替えと長寿命化改修の両方を選択肢とし、その他の全体の事業費を把握したうえで、限られた予算と照らし合わせながら最適な整備手法を検討して参りたい。
- ④行政と教育は一体であり、時代のニーズに合った学校再編、中間市に住んでいる子供たちの未来とそれに携わっている市民の皆様がやってよかったなと思えるようなまちづくりを進めて参りたい。

5 学校施設整備スケジュール及び施設整備に向けた実施体制

(1) 学校施設整備スケジュール

中学校を先行した施設整備

- ・義務教育 9 年間において、最大限の教育効果を図ることができる環境整備が喫緊の課題。
- ・義務教育後の次なるステージにおいて充実した日々を送ることができるよう、中学校 3 年間の学びと生活の土台となる施設の充実に取組まなければならない。
- ・義務教育後のステップで更なる飛躍をとげ、社会の中で自立し、豊かな人生を送ることができるよう中学校を先行した施設整備を行う。
- ・新中学校の開校目標を令和 10 年 4 月（2028 年）としつつ、特色ある学校づくり向け、協議検討を重ね、開校年は必要に応じて適時見直す。また、施設整備に向け、ライフサイクルコストの縮減や財政負担の平準化に最大限の配慮を行う。

■中学校を先行した施設整備スケジュール



※新中学校施設整備実施計画（令和 6 年度～令和 7 年度）

- ①基本設計の前に総合的な整備方法の検討を行う。
- ②現状把握、課題整理、法的整理を踏まえ、実現可能な選択肢の中から最適な手法を選択する。
- ③新中学校の施設コンセプト、必要諸室や付帯施設、構造・電気・機械及び環境配慮、防災計画等の施設計画を検討し、事業全体のスケジュールや概算費用の検討を改めて実施する。

(2) 施設整備に向けた実施体制

開校準備協議会

- ・学校施設整備の方針策定後、開校までに想定される諸問題を洗い出し協議、検討を講じながら、生じる課題や問題に対応できるよう新たな協力体制として、開校準備協議会を設置する。
- ・開校準備協議会は、学校関係者、保護者、地域コミュニティ組織代表者、学識経験者などで組織し、教育委員会と連携を図りながら、学校の特色づくりや地域との連携づくり、校名・校歌・校則・制服、防犯・防災体制など、開校に向けたさまざまな課題を検討する。

中間市立小中学校通学区域審議会

- ・中間市立小中学校の通学区域の適正を期するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、審議会を置く。
- ・審議会は、教育委員会の諮問に応じ、小中学校の通学区域に関し必要事項について調査審議し、その結果を答申する。
- ・審議会は、PTAを構成する者、校長、地域コミュニティ組織代表者、市議会議員などで組織する。
- ・安全安心な通学及び通学負担の軽減に最大限配慮することを念頭に協議検討を行う。
- ・各案の児童生徒数については、現小学校区単位の児童生徒数を基に算出している。今後、審議会において、将来にわたって持続可能な学級数を維持し続けることができるよう適正規模の学校づくりを目指した協議検討を行う。

中間市コミュニティ広場・学校再編検討委員会

- ・これまでの検討や新中学校施設整備実施計画策定段階の検討を踏まえ、学校施設の整備手法について諮問し、学識又は経験者、保護者、校長等の様々な立場の方々から広い視点からの意見を聴取し、施設整備の方向性を検討する。

学校施設の跡地活用の協議検討に向けた体制

- ・学校施設の整備方針決定後、学校施設の整備に向けては、開校準備協議会と通学区域審議会を両輪に協議検討を重ね、加えて、中間市コミュニティ広場・学校再編検討委員会においてご意見をいただきながら、学校づくりを行う。
- ・学校施設の跡地活用については、学校施設の整備方針決定後、引き続き部局横断的な検討体制にて、地域との協働のもと、別途協議検討を行う。

学校施設整備に向けた組織

※学校施設整備方針決定後

開
校
準
備
協
議
会

教育委員会

通
学
区
域
審
議
会

具体的な方策の検討

諮詢

答申

中間市コミュニティ広場・学校再編検討委員会



跡地活用の検討に向けた組織【全庁】

学校施設の跡地活用に向けた
部局横断的な検討及び組織体制



地域住民

参考

■国が示す標準学級(令和6年度)

校種	小規模	適正規模	大規模
小学校 1学年あたり	11学級以下 2学級未満	12学級以上18学級以下 430人～645人 2学級以上3学級以下 1年～5年 70人～105人 6年 80人～120人	19学級以上30学級以下 4学級以上5学級以下
中学校 1学年あたり	11学級以下 4学級未満	12学級以上18学級以下 480人～720人 4学級以上6学級以下 160人～240人	19学級以上30学級以下 7学級以上10学級以下

※学校教育法施行規則にて地域の実態その他により特別の事情があるときはこの限りではないとされている。

※小学校について、令和6年度は5学年まで35人学級。6学年は、段階的に現行の40人から35人学級とする。

※過大規模校とは、31学級以上の学校。

■通学距離及び通学時間

- ・通学距離 【小学校】 概ね4km以内 【中学校】 概ね6km以内
- ・通学時間 1時間以内

※公立小学校・中学校的適正規模・適正配置等に関する手引

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

■建設費用等について

- ・有効敷地面積は、敷地面積から法面や段差を除いて算出。
- ・通常学級は小学校35人、中学校40人、特別支援学級8人で除して学級数を算出。
- ・必要面積は、校舎、体育館、武道場、運動場の面積。
- ・建設費用（新築）は、必要面積から運動場面積を減じた面積に25万円（建築単価30万円/m²にあっては30万円）を乗じ、設計費10%を加算。
- ・建設費用（長寿命化）は、必要面積から運動場面積を減じた面積に、既存建物面積は15万円（建築単価30万円/m²にあっては18万円）（新築単価の60%）を、既存建物を超える面積は25万円（同30万円）を乗じ、設計費10%を加算。また、既存建物面積が必要面積から運動場面積を減じた面積を上回るときは、解体費用として1m²当たり5.5万円（同6.6万円）を加算。
- ・年間維持管理費は、中間市学校施設再編基本計画より、必要面積部分について小学校は1m²当たり434円、中学校は1m²当たり217円（建築単価30万円/m²にあっては260.4円）により算出。

<小学校>

小学校6校の維持管理費（燃料費、光熱水費、修繕料、委託料）は、平成25年度から平成29年度までの5年間の年平均6,653万円、1校当たりでは、約1,109万円。

また、小学校の校地面積153,270m²より、1m²当たりの維持管理費は434円。

<中学校>

中学校 4 校の維持管理費（燃料費、光熱水費、修繕料、委託料）は、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間の年平均 3,660 万円、1 校当たりでは、約 915 万円。

また、中学校の校地面積 168,316 m²より、1 m²当たりの維持管理費は 217 円

中間市学校施設整備方針

令和 7 年 1 月

発行者：中間市教育委員会 教育総務課

〒809-8501 住所：福岡県中間市中間一丁目 1 番 1 号

直通：093-246-6221 FAX：093-244-1384

E-mail：kyouikusoumuka@city.nakama.lg.jp